

公的年金財政状況報告－令和5(2023)年度－の概要

令和7(2025)年3月27日
社会保障審議会年金数理部会

0. 公的年金財政状況報告－令和5(2023)年度－について

- 「公的年金財政状況報告」は、公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめたものである。
- この報告では、実績の動向等を明らかにし、財政検証との比較及び財政状況の評価を行っているほか、共済組合等を含めた厚生年金全体での財政状況もとりまとめている。

「公的年金財政状況報告－令和5(2023)年度－」の構成

第1章 公的年金の概要

第2章 財政状況

第1節 被保険者の現状及び推移

第2節 受給権者の現状及び推移

第3節 財政収支の現状及び推移

第4節 財政指標の現状及び推移

第3章 財政検証結果との比較

第1節 財政検証結果と比較することの意義と手法

第2節 財政収支等の実績と将来見通しとの比較

(人口要素、経済要素、被保険者数等、収入、支出、積立金)

第3節 財政指標の実績と将来見通しとの比較

第4節 積立金の乖離の分析

第5節 厚生年金に係る財政状況の評価

第6節 公的年金に係る財政状況の評価

付属資料(公的年金制度の沿革、公的年金制度一覧など)

令和5(2023)年度分に係る 報告聴取経過

- 第102回年金数理部会
(令和6(2024)年12月23日開催)
 - ・厚生年金保険(第1号)
 - ・国民年金・基礎年金制度

- 第103回年金数理部会
(令和7(2025)年1月14日開催)
 - ・国家公務員共済組合
 - ・地方公務員共済組合
 - ・私立学校教職員共済制度

※ この概要には、報告の第2章、第3章からの抜粋を掲載している。また、冒頭に、報告を読む際の基本的な情報としてa～dを掲載している。

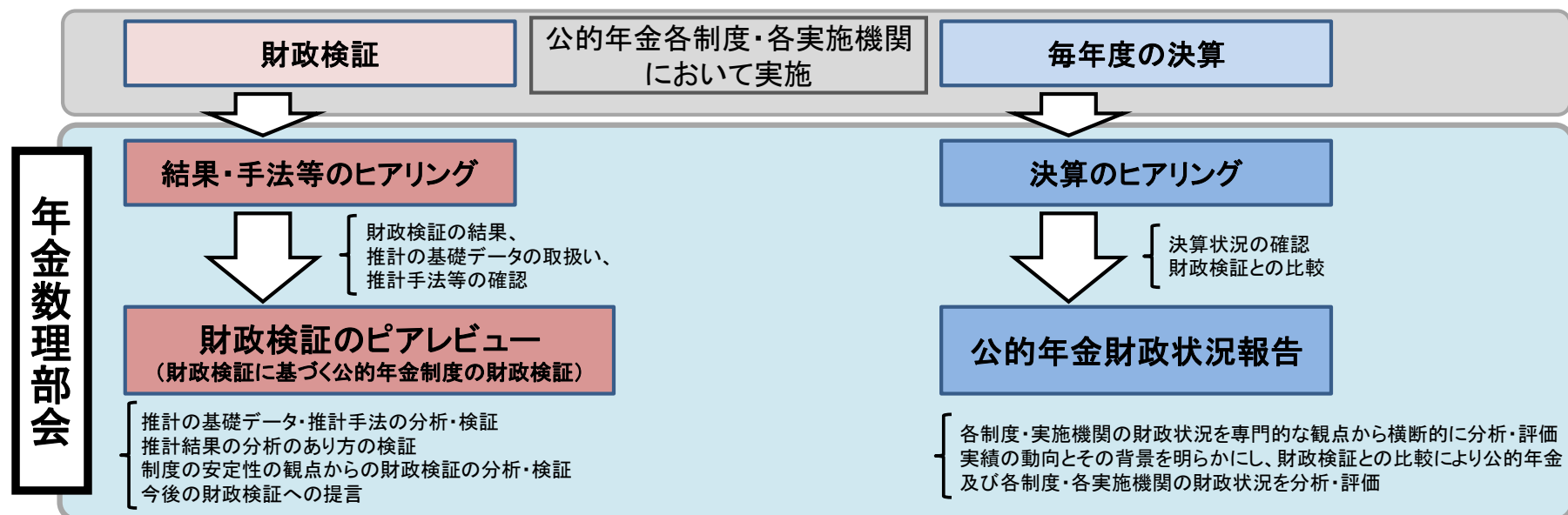
a. 社会保障審議会年金数理部会について

社会保障審議会年金数理部会

- ・ 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定（平成13(2001)年）の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」などを審議内容とする部会として社会保障審議会に設置。
- ・ 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された後も、制度の安定性の確保の観点から財政検証結果及び各年度の決算の報告を求め審議。

閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13(2001)年）

社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。



b. 社会保障審議会年金数理部会の役割

公的年金各制度（・実施機関）

少なくとも5年ごとに年金財政の健全性を検証

- ・ 将来見通しの作成
- ・ 給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）の開始・終了年度の見通しの作成

K年
財政検証

K+5年
財政検証

K年度
決算

K+1年度
決算

K+2年度
決算

K+3年度
決算

K+4年度
決算

毎年度の財政状況の分析、評価
（公的年金財政状況報告）

- ・ 実績や決算状況等の確認、分析、評価
- ・ 実績と将来見通しとの比較、分析、評価

財政検証の
ピアレビュー

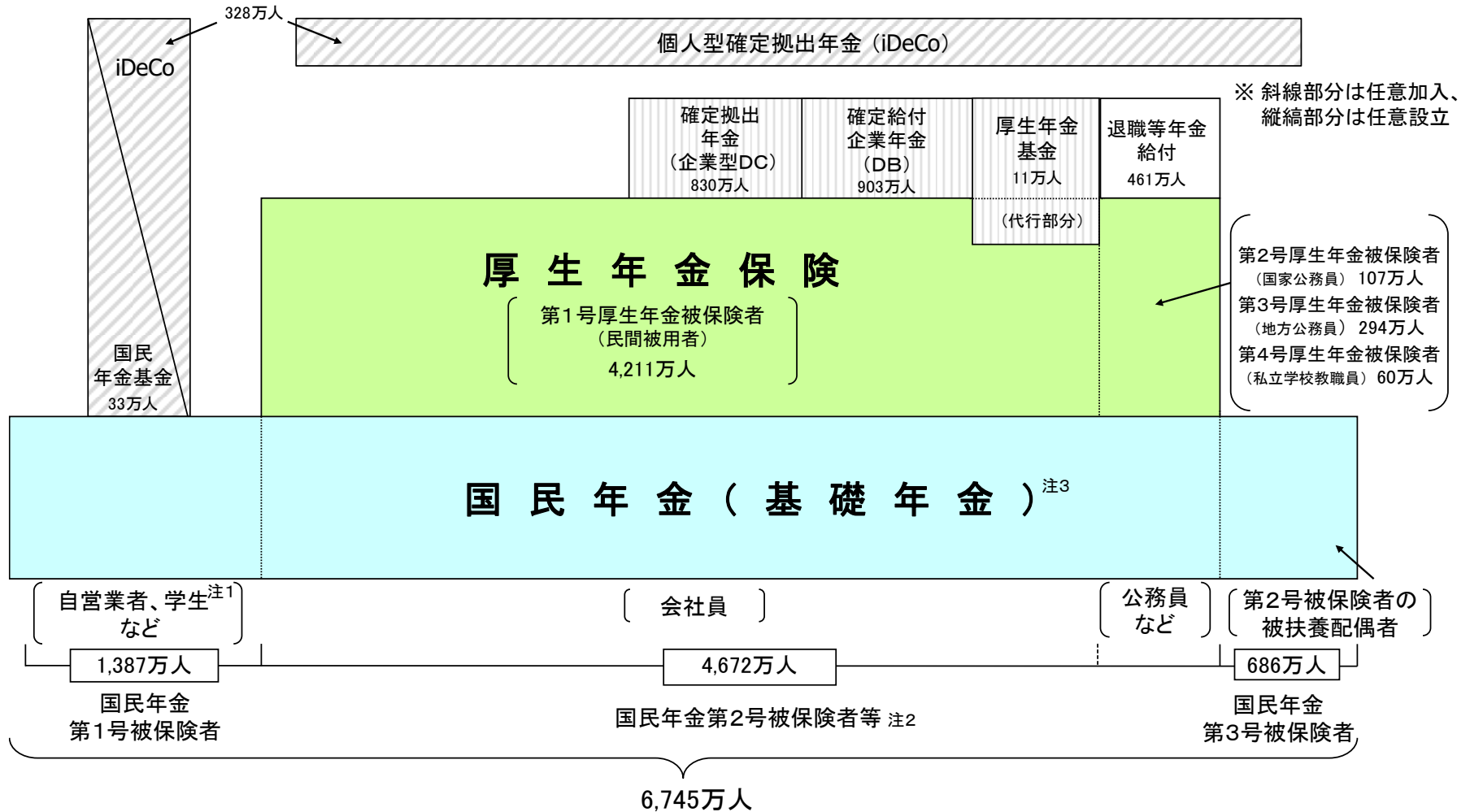
- ・ 結果、手法の検証

提言

年金数理部会

c.年金制度の体系

(数値は令和6(2024)年3月末時点の被保険者数・加入者数)



注1 令和4(2022)年10月施行の被用者保険の適用拡大前の状況であることに留意が必要だが、令和2(2020)年国民年金被保険者実態調査によると、令和2(2020)年3月末時点における国民年金第1号被保険者の就業状況は、パート・アルバイト・臨時が32.6%、無職が31.2%、自営業主が19.4%、家族従業者が7.5%、常用雇用が6.3%となっている。なお、同調査によると、第1号被保険者のうちの学生の割合は21.1%となっている。

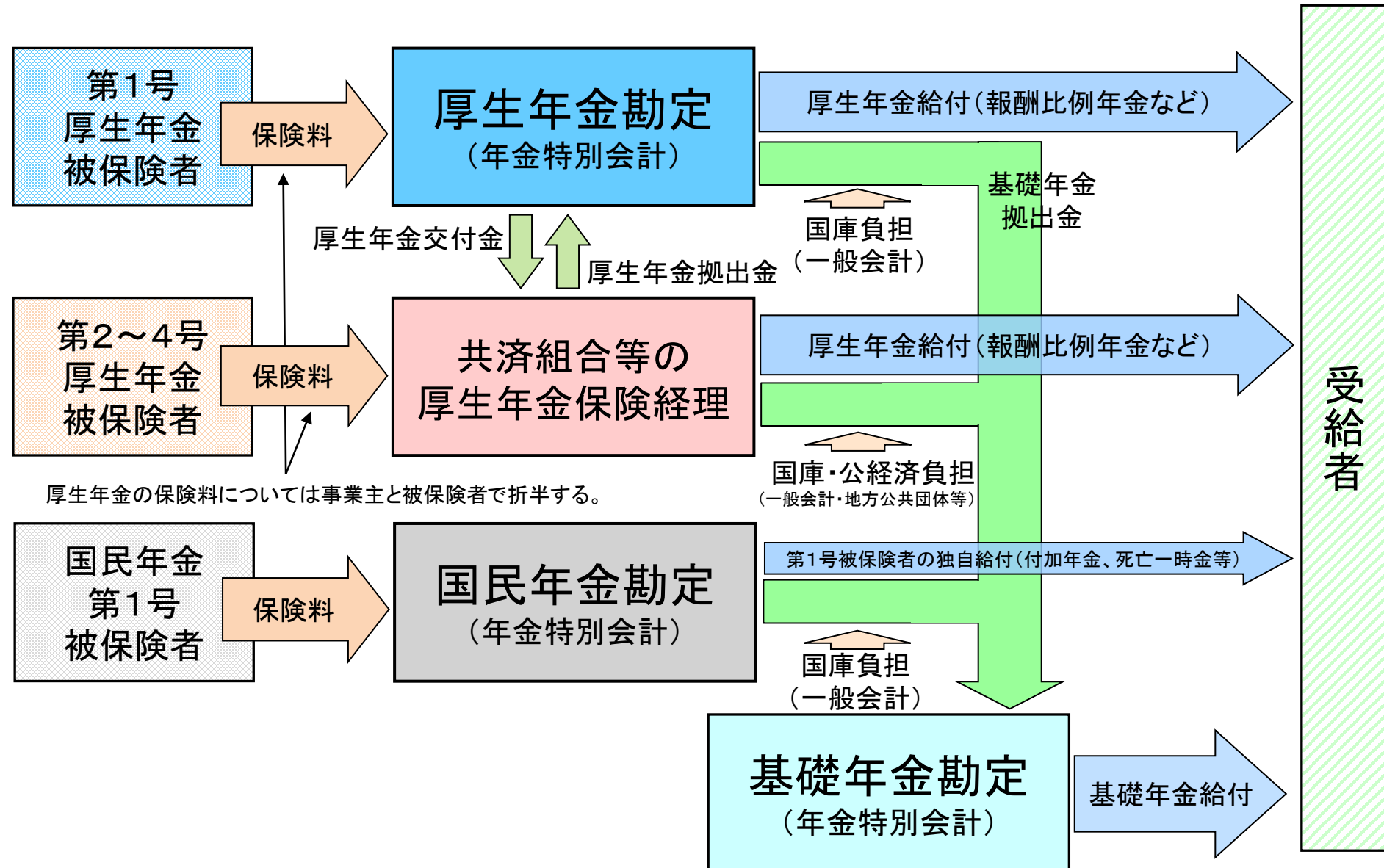
注2 国民年金第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)(用語解説「○国民年金、国民年金(国民年金勘定)、国民年金(基礎年金勘定)、国民年金勘定、基礎年金勘定」の②(359頁)を参照)。

注3 国民年金に加入することで、一定の要件を満たせば、基礎年金が支給される。

d.公的年金の資金の流れ

※ より詳しい資金の流れは、報告書
第1章 図表1-2-2(53ページ)参照

被保険者は被保険者の区分に応じて、国民年金勘定、厚生年金勘定または共済組合等の厚生年金保険経理に保険料を支払い、基礎年金は基礎年金勘定から、それ以外の給付は保険料を支払った勘定（経理）から支払われる。



被保険者の現状及び推移

(第2章第1節より抜粋)

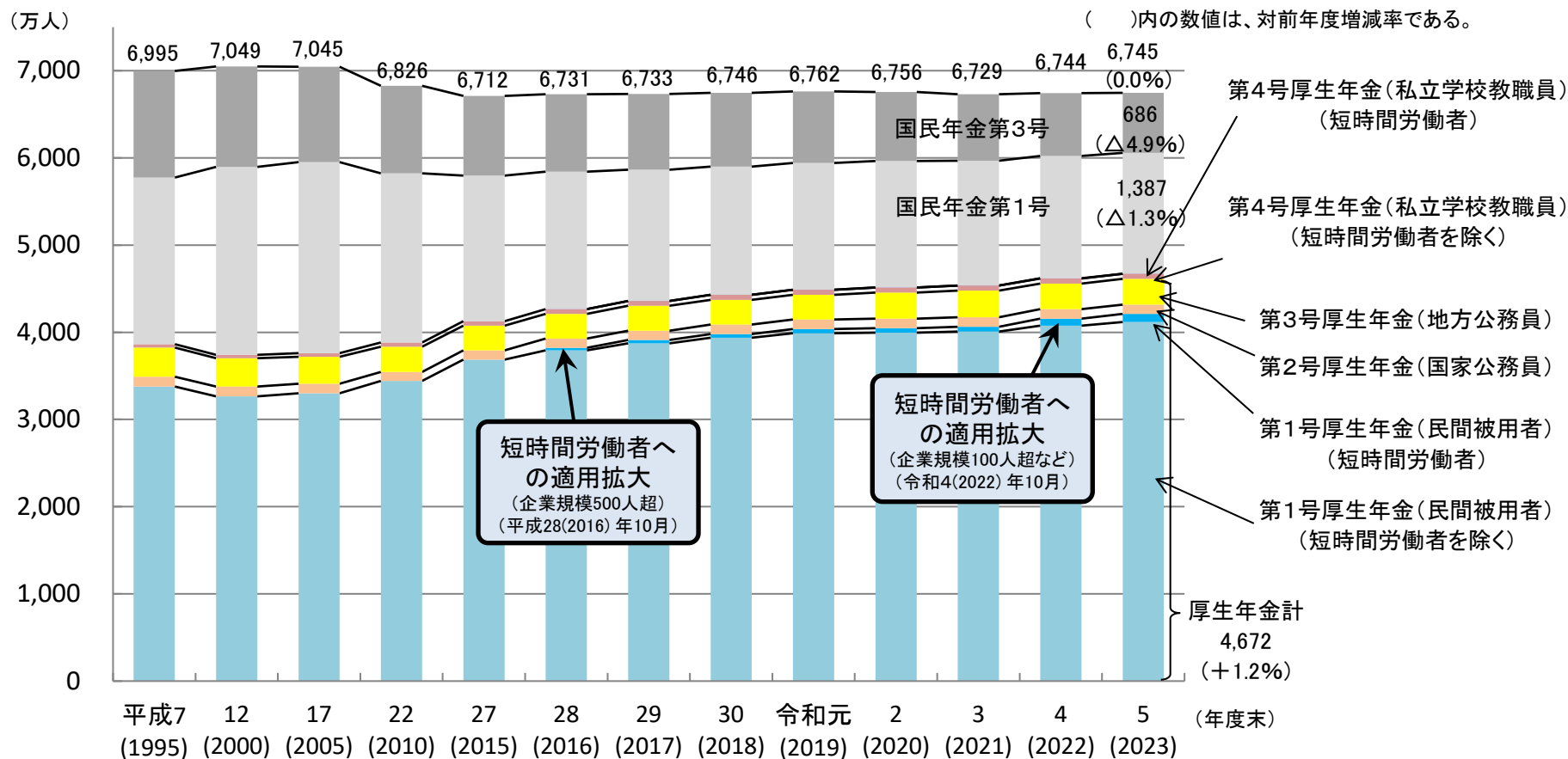
1. 公的年金の被保険者数の推移
2. 被保険者の年齢分布
3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)
4. 被保険者の年齢分布の変化(短時間労働者)
5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)
6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)
7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

1. 公的年金の被保険者数の推移

報告書

87～89ページ

- 令和5(2023)年度の公的年金制度全体の被保険者数は横ばい。国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の被保険者数が減少したものの、厚生年金の被保険者数が増加。
- 厚生年金の被保険者数の対前年度増減率は1.2%であり、このうち短時間労働者を除いた被保険者数の対前年度増減率は1.0%、短時間労働者の被保険者数の対前年度増減率は11.7%(男性8.9%、女性12.7%)。



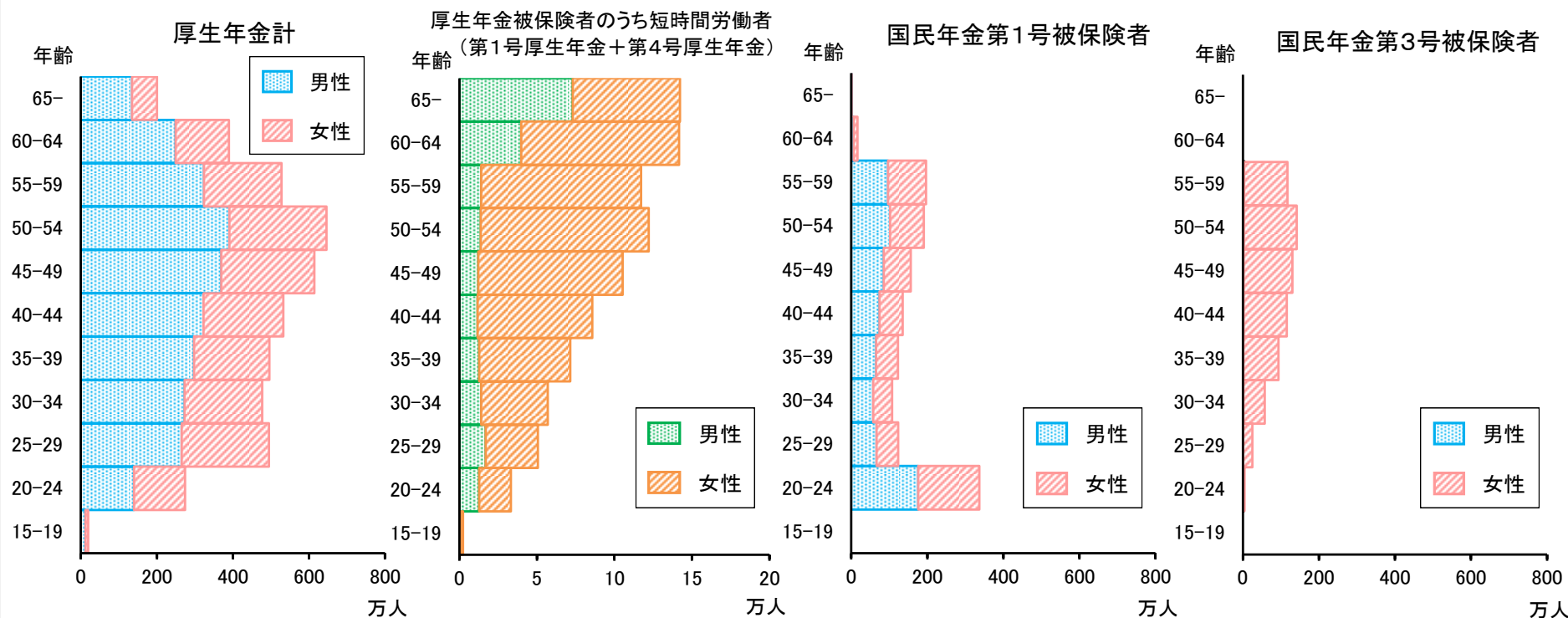
2. 被保険者の年齢分布

報告書

90～92ページ

○ 令和5(2023)年度末の被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計では50～54歳の割合が最も大きく、国民年金第1号被保険者では20～24歳の年齢階級、国民年金第3号被保険者では50～54歳の年齢階級の割合が最も大きい。

○ 厚生年金被保険者のうち短時間労働者(厚生年金に占める割合は2.0%)では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は45～64歳の被保険者が多い。



3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)

報告書

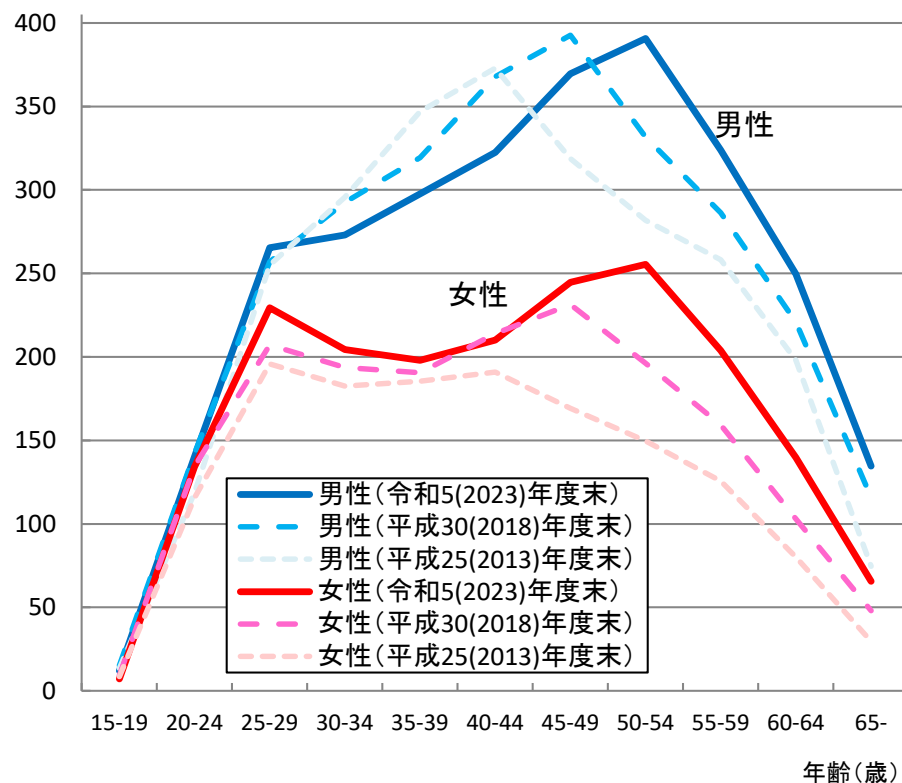
93、94、100ページ

○ 厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が10年前は40～44歳、5年前は45～49歳、令和5(2023)年度末では50～54歳にシフト(団塊ジュニア世代)。厚生年金計の女性では、5年前と比べて15～24歳及び40～44歳を除き被保険者数が増加。

○ 被保険者数を人口比で見ると、5年前と比べ、若年層(男性の15～19歳及び25～34歳、女性の15～19歳)を除き上昇。65～69歳ではこの5年で、男性が26.5%から37.9%に、女性が10.3%から17.5%になっており、65歳以上の雇用が進展。

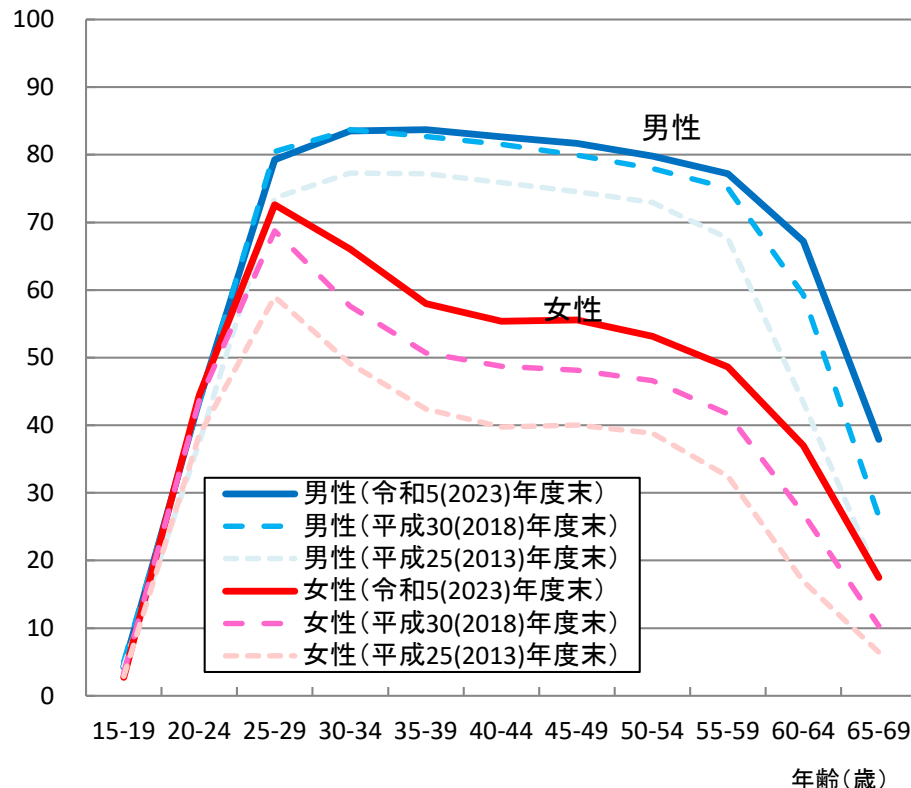
被保険者数(万人)

厚生年金計



総人口比(%)

厚生年金計



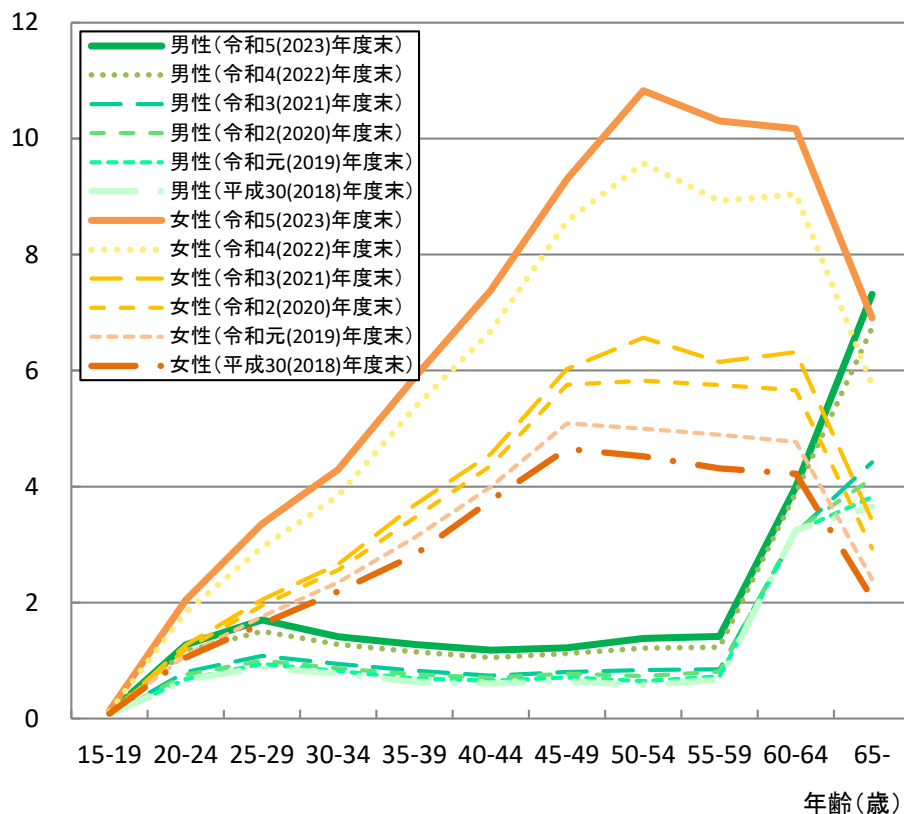
4. 被保険者の年齢分布の変化(短時間労働者)

報告書
93、95、100ページ

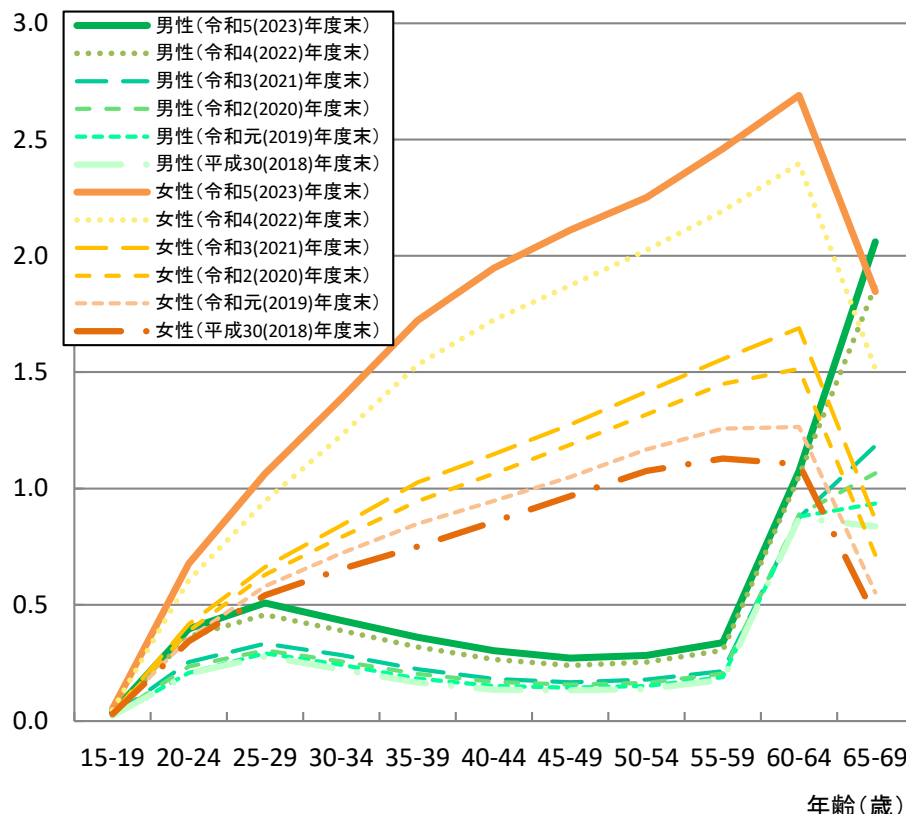
○ 厚生年金計のうち短時間労働者(厚生年金に占める割合は2.0%)については、令和4(2022)年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、5年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で被保険者数が増加。

○ 被保険者数を総人口比でみると、5年前に比べ、男女とも全ての年齢階級で上昇。

被保険者数(万人) 厚生年金計のうち短時間労働者



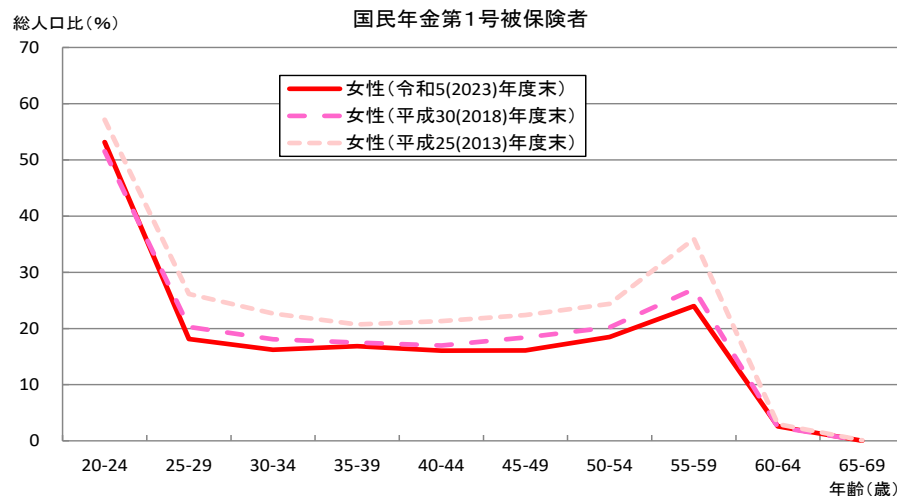
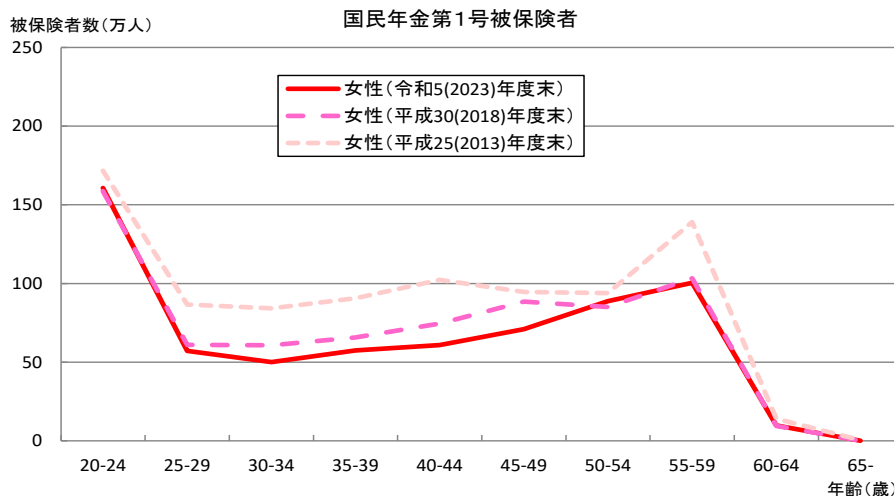
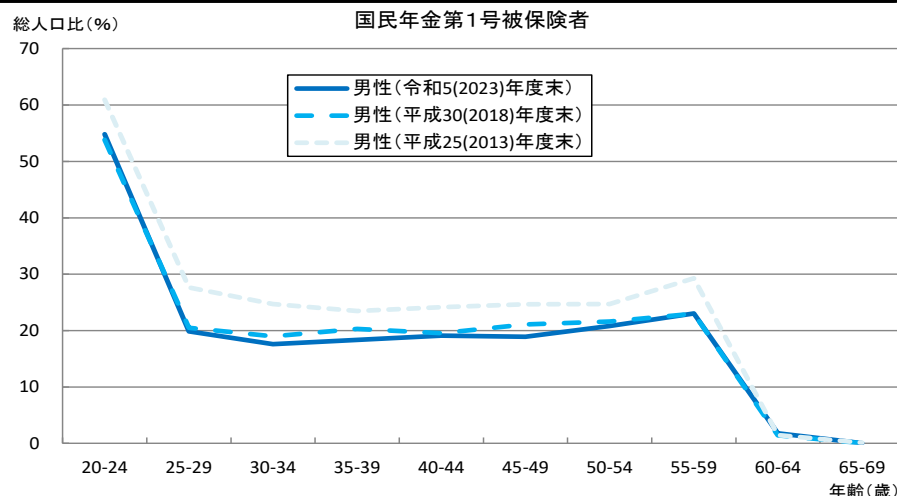
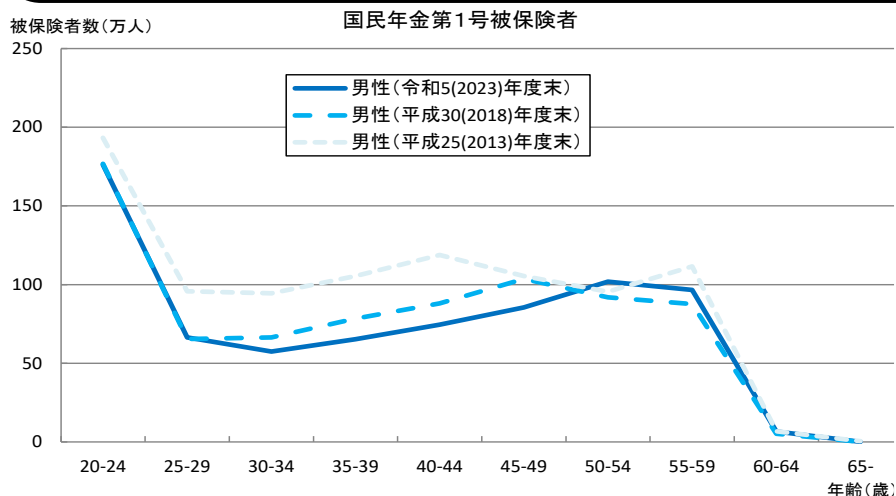
総人口比(%) 厚生年金計のうち短時間労働者



5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)

報告書
94、98、
99、101ページ

- 国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少。
- 被保険者数を人口比で見ると、5年前と比べ、男性の20～24歳及び55～64歳、女性の20～24歳及び60～64歳を除き低下。

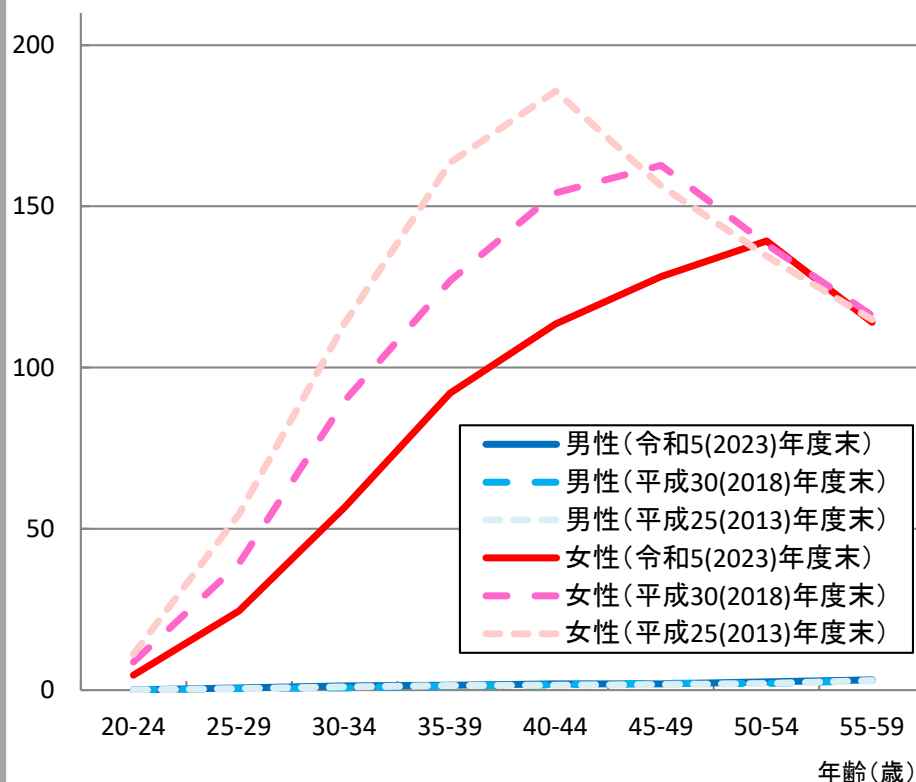


6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)

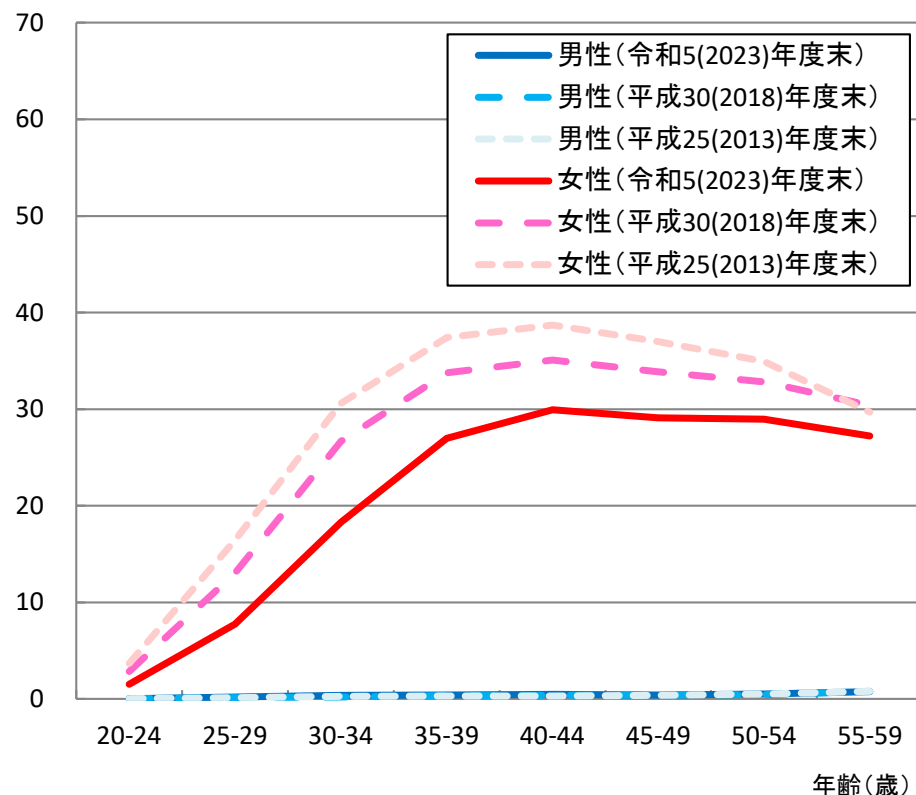
報告書
94、99、102
ページ

- 国民年金第3号被保険者の女性では、49歳以下の被保険者数の減少が著しい。
- 被保険者数を人口比で見ると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下。

被保険者数(万人) 国民年金第3号被保険者



総人口比(%) 国民年金第3号被保険者



7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

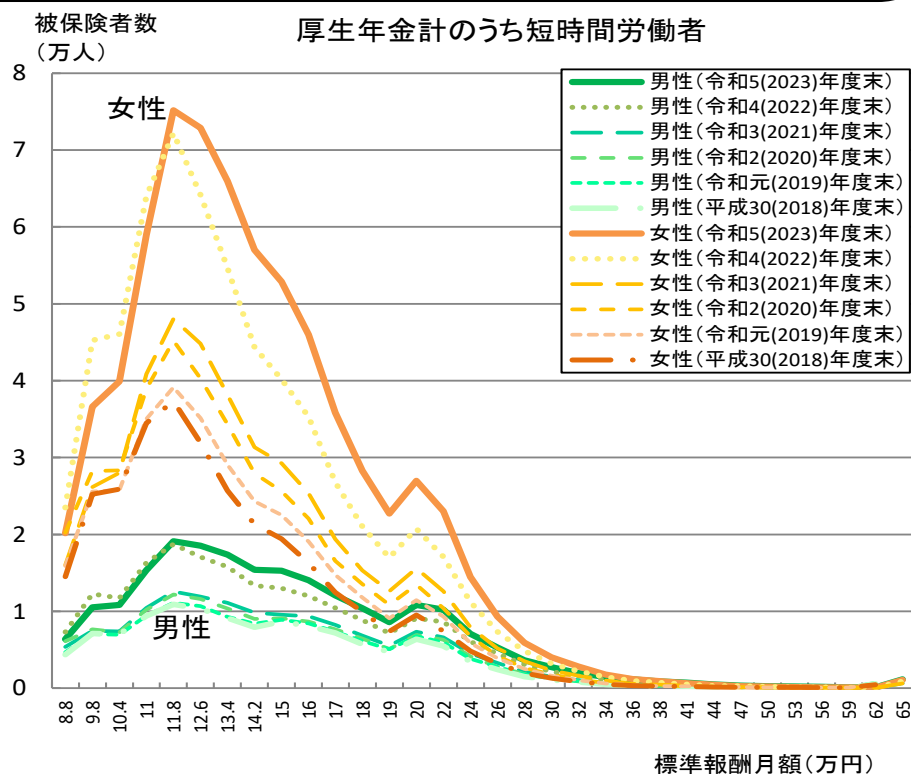
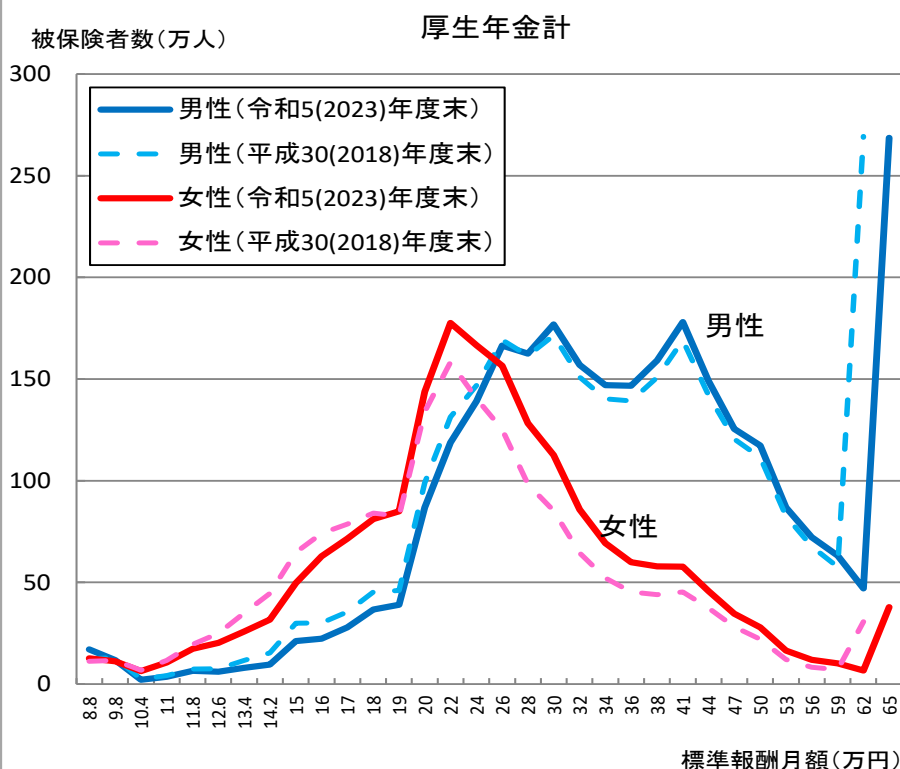
報告書
108～110
ページ

○ 厚生年金計の男性は、65万円の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30万円と41万円にピークがある分布。厚生年金計の女性は、22万円にピークがある分布。

5年前の分布と比較すると、男性では、9.8～26万円を除き被保険者数が増加。女性では、9.8～18万円を除き増加。

○ 厚生年金計のうち短時間労働者は、男性、女性ともに11.8万円にピークがある分布。

5年前の分布と比較すると、令和4(2022)年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で増加。



注. 令和2(2020)年9月に標準報酬月額の上限が改定され、従前の標準報酬月額の上限等級(62万円)の上に一等級追加されている(65万円)。

受給権者の現状及び推移

(第2章第2節より抜粋)

- 8. 受給権者の年金総額の推移
- 9. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布
- 10. 共済組合等の
職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年齢月額(推計)
- 11. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額
- 12. 老齢相当の年金月額階級別受給権者数

8. 受給権者の年金総額の推移

報告書
128～130
ページ

令和5(2023)年度末の年金総額は、公的年金制度全体で58.1兆円(対前年度1.9%増)。年金額改定率がプラスだったこともあり※、前年度末に比べ、全ての制度で増加。

※ 令和5(2023)年度は、新規裁定年金(67歳以下)が2.2%、既裁定年金(68歳以上)が1.9%。

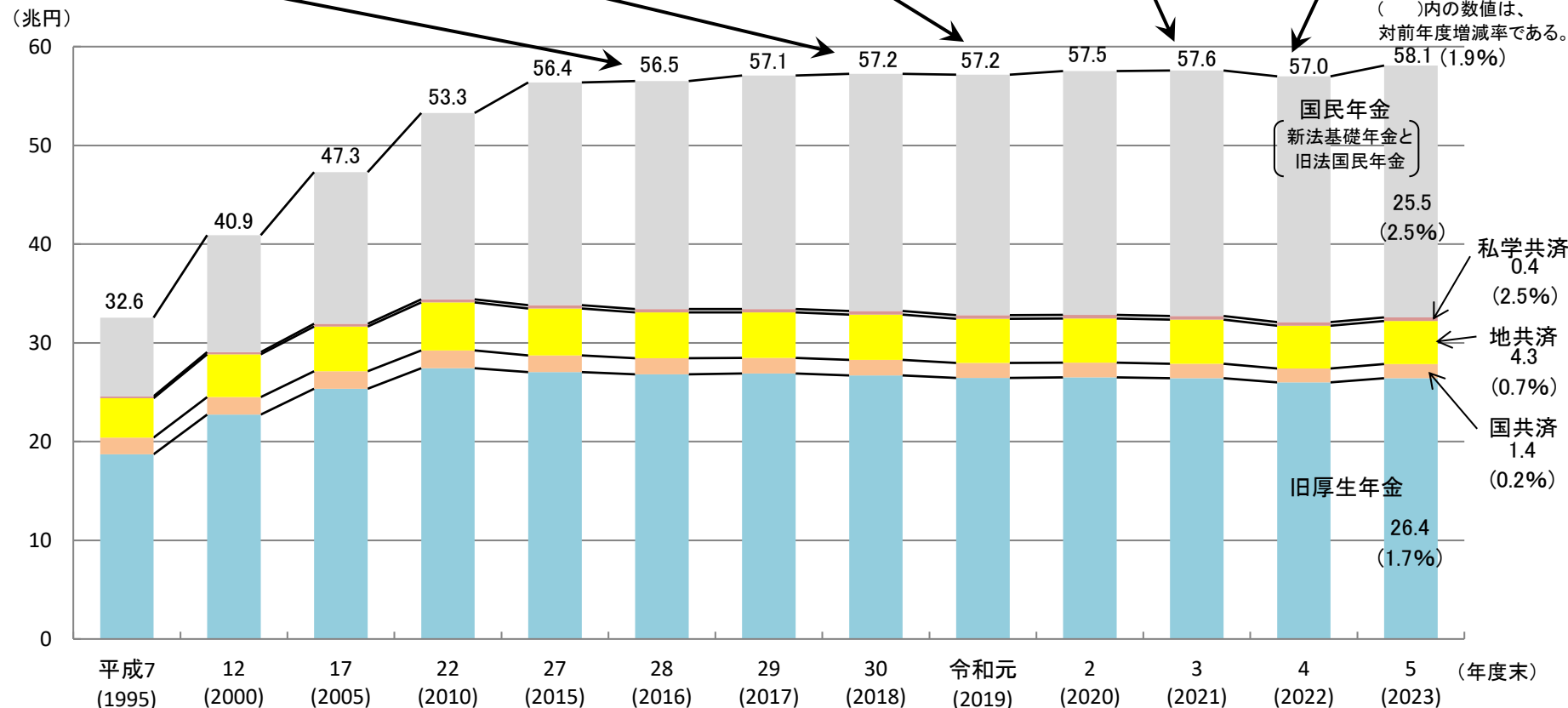
男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が62歳に引上げ

旧厚生年金では、女性において報酬比例部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられるとともに特別支給の定額部分がなくなった

男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が63歳に引上げ

旧厚生年金の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が62歳に引上げ

男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が64歳に引上げ



注 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

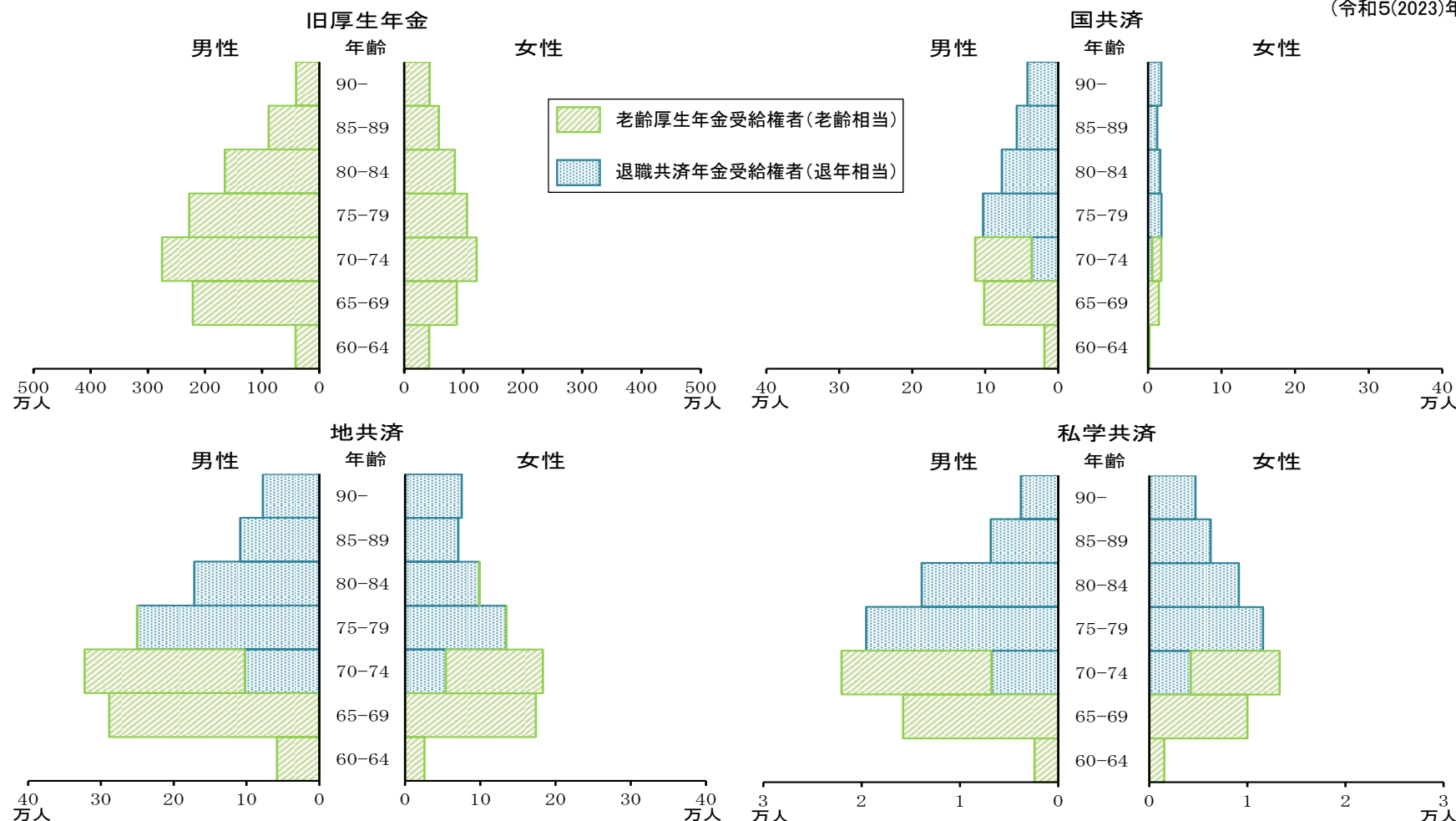
9. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

報告書
136ページ

- 国共済の女性を除き、70～74歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。
- 国共済では、女性の受給権者が少ないことと、女性において75～79歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっているものの、65歳以上の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴。

※ 老齢・退年相当とは、老齢(退職)年金の受給権者のうち、当該制度の被保険者期間を原則25年以上有するものをいう。

(令和5(2023)年度末)



10. 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金額(推計)

共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれていることから、これを除いた厚生年金相当部分の年金額を推計している。

厚生年金計での平均年金額は15.1万円、男女別では男性16.9万円、女性11.6万円となっている。

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金額 (令和5(2023)年度末) (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	146,429	176,206	180,086	180,241	151,294
男性	166,606	179,524	186,342	195,897	169,356
女性	107,200	159,357	169,588	156,868	115,924
男性を100とした女性の水準	64.3	88.8	91.0	80.1	68.4

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。
 注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

男性では、平均加入期間は旧厚生年金の方が国共済及び私学共済より長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いと考えられること、共済組合等における受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことから、平均年金額に差が生じていると考えられる。

女性では、年金額の算定基礎となる標準報酬額に差があると考えられること、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いこと、国共済及び私学共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっていることから、平均年金額に差が生じていると考えられる。

11. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金額

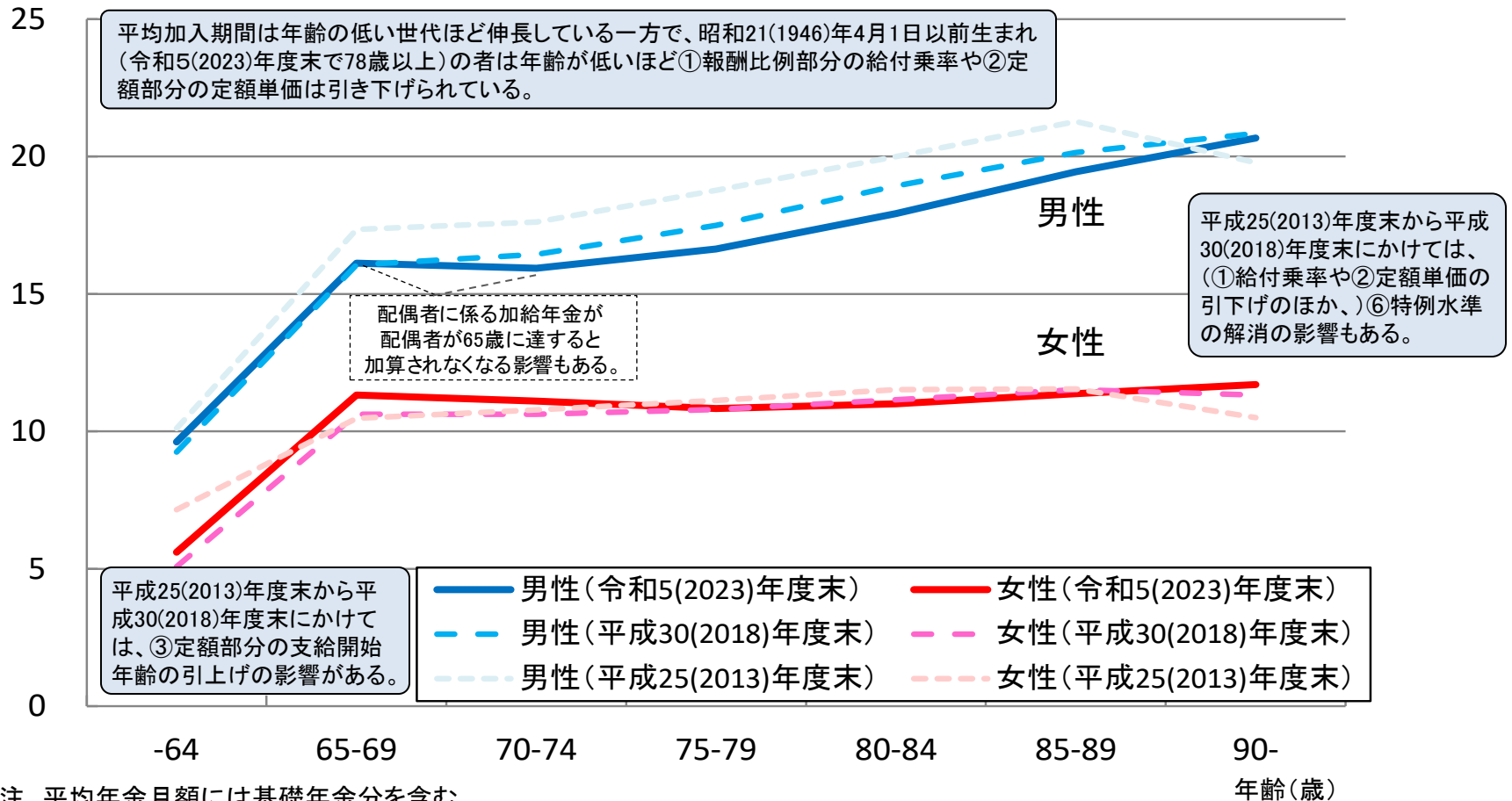
旧厚生年金の平均年金額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長するなかで、減少傾向にあるが、その要因として、

- ①報酬比例部分の給付乗率の引下げ ②定額部分の定額単価の引下げ ③定額部分の支給開始年齢の引上げ
④加給年金の対象者の減少 ⑤年金額改定率※ ⑥特例水準の解消(年金額のマイナス改定)

が考えられる。 ※ 平成25(2013)年度以降では⑥以外に平成29(2017)年度、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度がマイナス改定

平均年金額(万円)

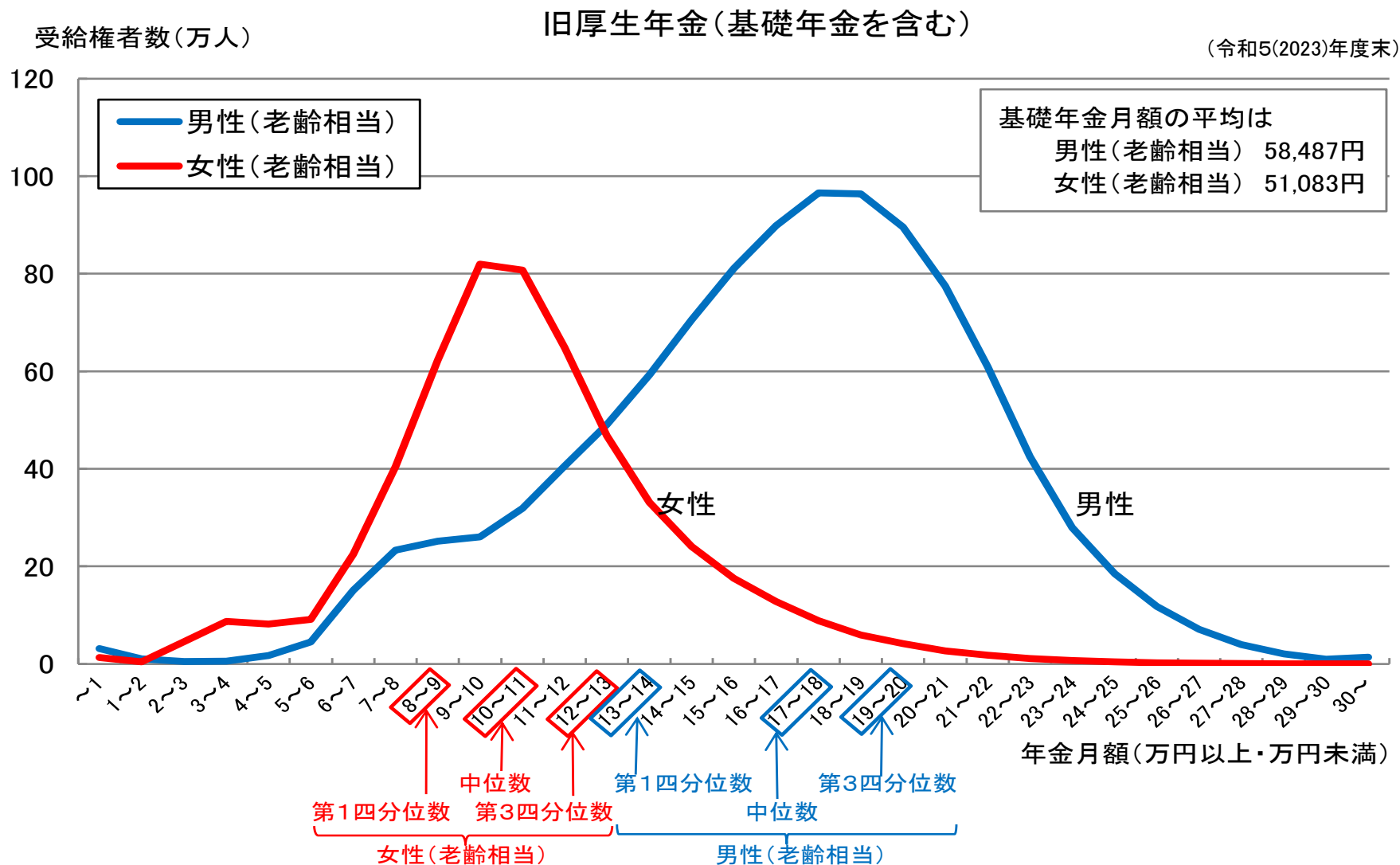
旧厚生年金



12. 老齢相当の年金月額階級別受給権者数

報告書
160～162ページ

基礎年金を含む額で、男性は17～19万円に、女性は9～11万円にピークがある。



財政収支の現状

(第2章第3節より抜粋)

- 13. 令和5(2023)年度の単年度収支状況
- 14. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析
- 15. 国民年金勘定の現年度保険料収入の増減要因の分析

13. 令和5(2023)年度の単年度収支状況

報告書

170～175ページ

- 「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」に分けて分析している。
- 公的年金制度全体でみると、収入面では、保険料収入が41.8兆円、国庫・公経済負担が12.1兆円等であり、運用損益分を除いた単年度の収入総額は54.4兆円。支出面では、年金給付費が54.1兆円であり、支出総額は54.5兆円。この結果、運用損益分を除いた単年度収支残は0.1兆円のマイナス。
- 運用損益は、時価ベースで53.6兆円のプラス。
- これらの結果、公的年金制度全体の時価ベースの年度末積立金は前年度末に比べ53.5兆円増加し304.0兆円。

区 分		厚生年金 計	国民年金		公的年金 制度全体
			国民年金勘定	基礎年金勘定	
前年度末積立金 (㉔)		2,341,567	104,518	58,717	2,504,802
(単 収 年 度 入)	総額	514,461	32,989	230,717	543,904
	(再掲) 保険料収入	404,157	13,352	・	417,509
	(再掲) 国庫・公経済負担	102,762	18,272	・	121,034
	(再掲) 基礎年金交付金	2,351	1,335	・	①
	(再掲) 基礎年金拠出金収入	・	・	230,578	②
(単 支 年 度 出)	総額	493,322	35,011	250,633	544,703
	(再掲) 給付費	291,972	2,075	246,945	540,991
	(再掲) 基礎年金拠出金	198,808	31,769	・	②
	(再掲) 基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	・	・	3,686	①
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉕)		21,139	△2,022	△19,916	△799
運用損益 (㉖)		512,996	22,567	3	535,566
その他 (㉗)		440	110	-	550
年度末積立金 (㉘+㉕+㉖+㉗)		2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
年度末積立金の対前年度増減額		534,575	20,654	△19,913	535,317

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとりを収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、公的年金制度内でのやりとり（基礎年金拠出金②・基礎年金交付金①）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 「その他 (㉗)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

14. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析

報告書

179、180ページ

厚生年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円
4 (2022)	340,583	12,814	34,197	5,144	392,737
5 (2023)	351,702	12,947	34,174	5,334	404,157

対前年度増減率 (%)

5 (2023)	3.3	1.0	△0.1	3.7	2.9
----------	-----	-----	------	-----	-----

注 厚生年金勘定及び厚生年金計には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

被保険者数の増加が、保険料収入を増加させる方向に寄与。

被保険者数の減少が、保険料収入を減少させる方向に寄与。

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		3.3	1.0	△0.1	3.7
要因別の寄与分	被保険者数	1.8	△0.7	△1.6	1.1
	1人当たり標準報酬額	1.4	1.9	1.6	0.3
	保険料率	—	—	—	2.2
	その他	0.0	△0.2	△0.0	0.1

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

1人当たり標準報酬額の増加が、保険料収入を増加させる方向に寄与。

令和5(2023)年度中に保険料率が引き上げられたことが保険料収入を増加させる方向に寄与。

15. 国民年金勘定の現年度保険料収入の増減要因の分析

国民年金第1号被保険者数の減少が
保険料収入を減少させる方向に寄与。

保険料免除被保険者数割合の上昇が
保険料収入を減少させる方向に寄与。

国民年金保険料額の名目額での低下が
保険料収入を減少させる方向に寄与。

年度	保険料収入	現年度保険料	過年度保険料	現年度納付率	最終納付率	保険料
令和（西暦）	億円	億円	億円	%	%	円
3（2021）	13,496	12,836	660	73.9	83.1	16,610
4（2022）	13,802	13,135	667	76.1		16,590
5（2023）	13,352	12,765	587	77.6		16,520

対前年度増減率（%）	対前年度増減差				
3（2021）	1.0	0.7	7.1	2.4	2.4
4（2022）	2.3	2.3	1.1	2.2	
5（2023）	△3.3	△2.8	△12.0	1.6	

注1 納付率は、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。なお、納付対象月数、納付月数ともに保険料一部納付者についても1月と計数している。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

区分		令和3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)
		%	%	%
現年度保険料収入の対前年度増減率		0.7	2.3	△2.8
要因別の寄与分	被保険者数	△1.1	△1.4	△1.8
	保険料免除被保険者数割合	△3.1	△0.7	△0.8
	保険料額	0.5	△0.1	△0.4
	現年度納付率	3.3	3.0	2.0
	その他	1.1	1.5	△1.8

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の現年度保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数及び保険料免除被保険者数割合は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料額は、収納月を考慮して加重平均している。

納付率の上昇が保険料収入を増加させる方向に寄与。

財政収支等及び財政指標の 実績と将来見通しとの比較 (第3章第2、3節より抜粋)

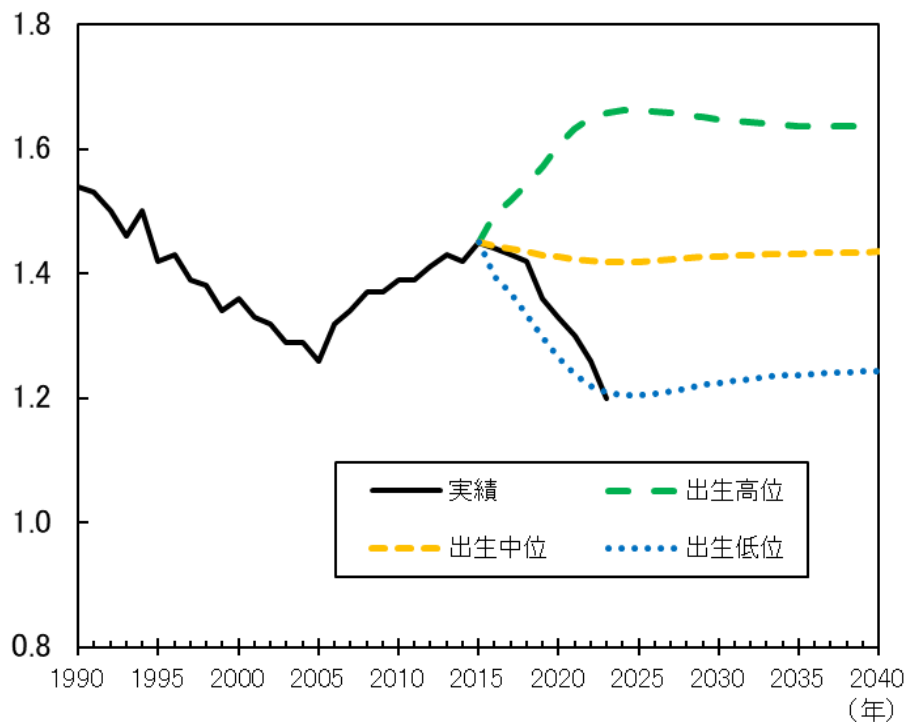
16. 合計特殊出生率と65歳平均余命 の実績と前提との比較
17. 物価上昇率 の実績と前提との比較
18. 実質賃金上昇率 の実績と前提との比較
19. 実質的な運用利回り の実績と前提との比較
20. 労働力率 の実績と前提との比較
21. 被保険者数 の実績と将来見通しとの比較
22. 受給者数 の実績と将来見通しとの比較
23. 保険料収入 の実績と将来見通しとの比較
24. 給付費 の実績と将来見通しとの比較
25. 基礎年金拠出金 の実績と将来見通しとの比較
26. 積立金 の実績と将来見通しとの比較
27. 財政指標 の実績と将来見通しとの比較

16. 合計特殊出生率と65歳平均余命の実績と前提との比較

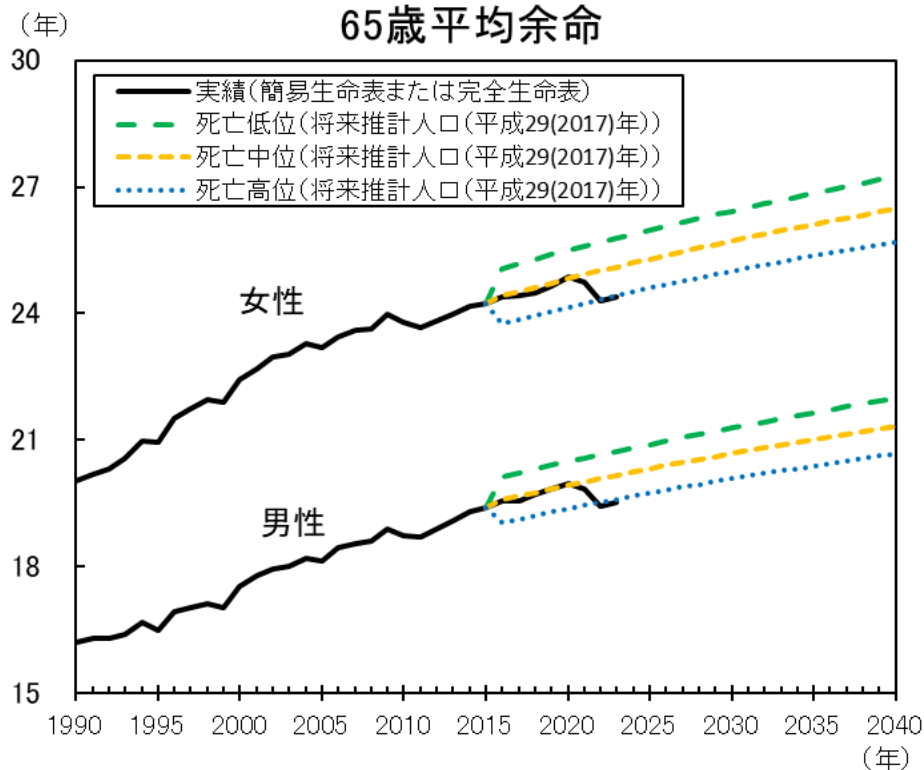
- 合計特殊出生率について、令和5(2023)年の実績は、前年より0.06ポイント低下し、将来推計人口(平成29(2017)年推計)※における出生低位の仮定値を下回っている。
- 65歳平均余命について、令和5(2023)年の実績は、前年より男女とも0.08年上昇したものの、男女ともに将来推計人口(平成29(2017)年推計)※における死亡高位の仮定値を下回っている。

※令和5(2023)年4月に新たな将来推計人口(令和5年推計)が公表されているが、ここでは実績を令和元(2019)年財政検証の基礎となった平成29(2017)年人口推計における仮定値と比較している。

合計特殊出生率



65歳平均余命

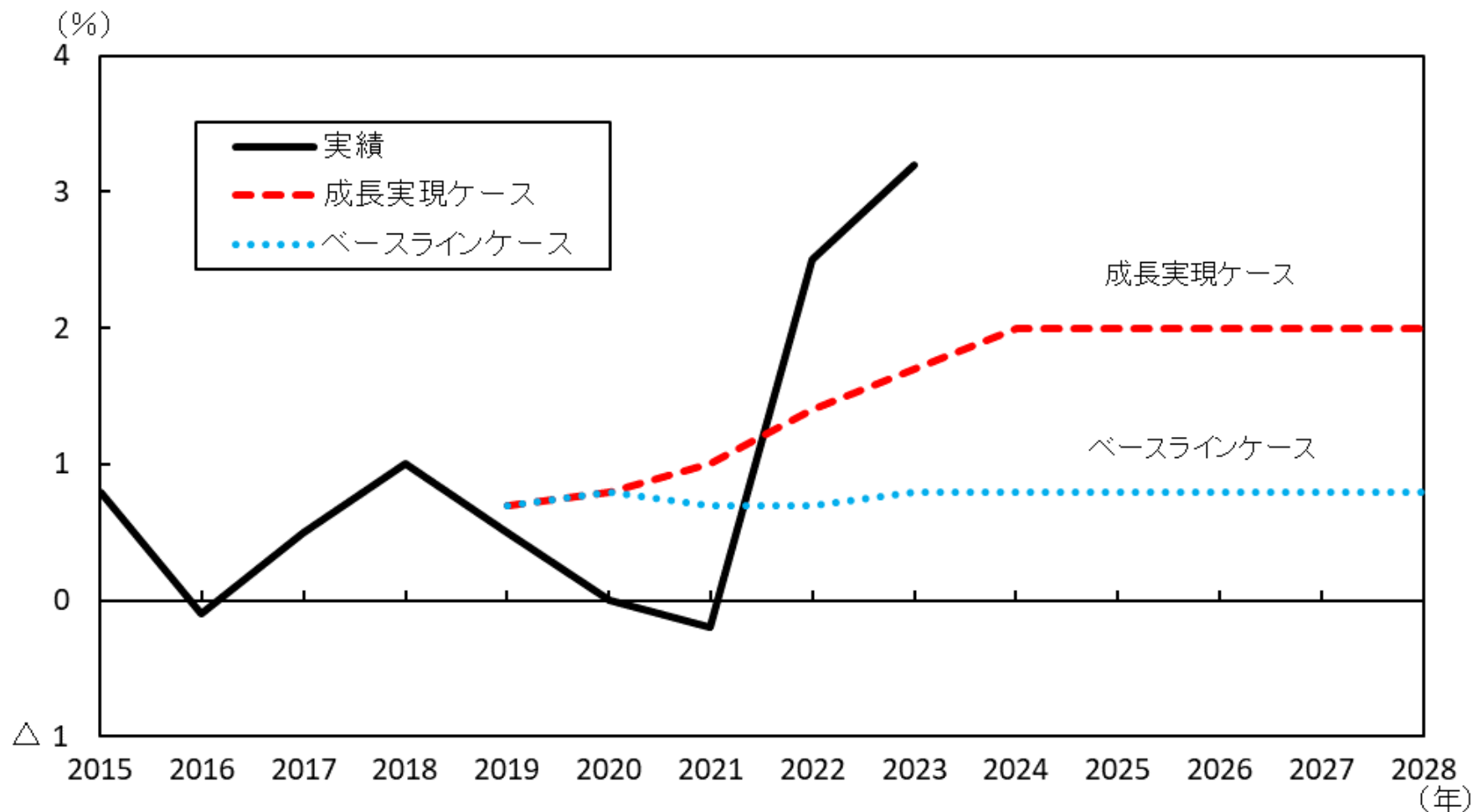


17. 物価上昇率の実績と前提との比較

報告書

240、241ページ

令和5(2023)年の実績は前年比3.2%になっており、成長実現ケース、ベースラインケースのいずれの前提も上回っている。



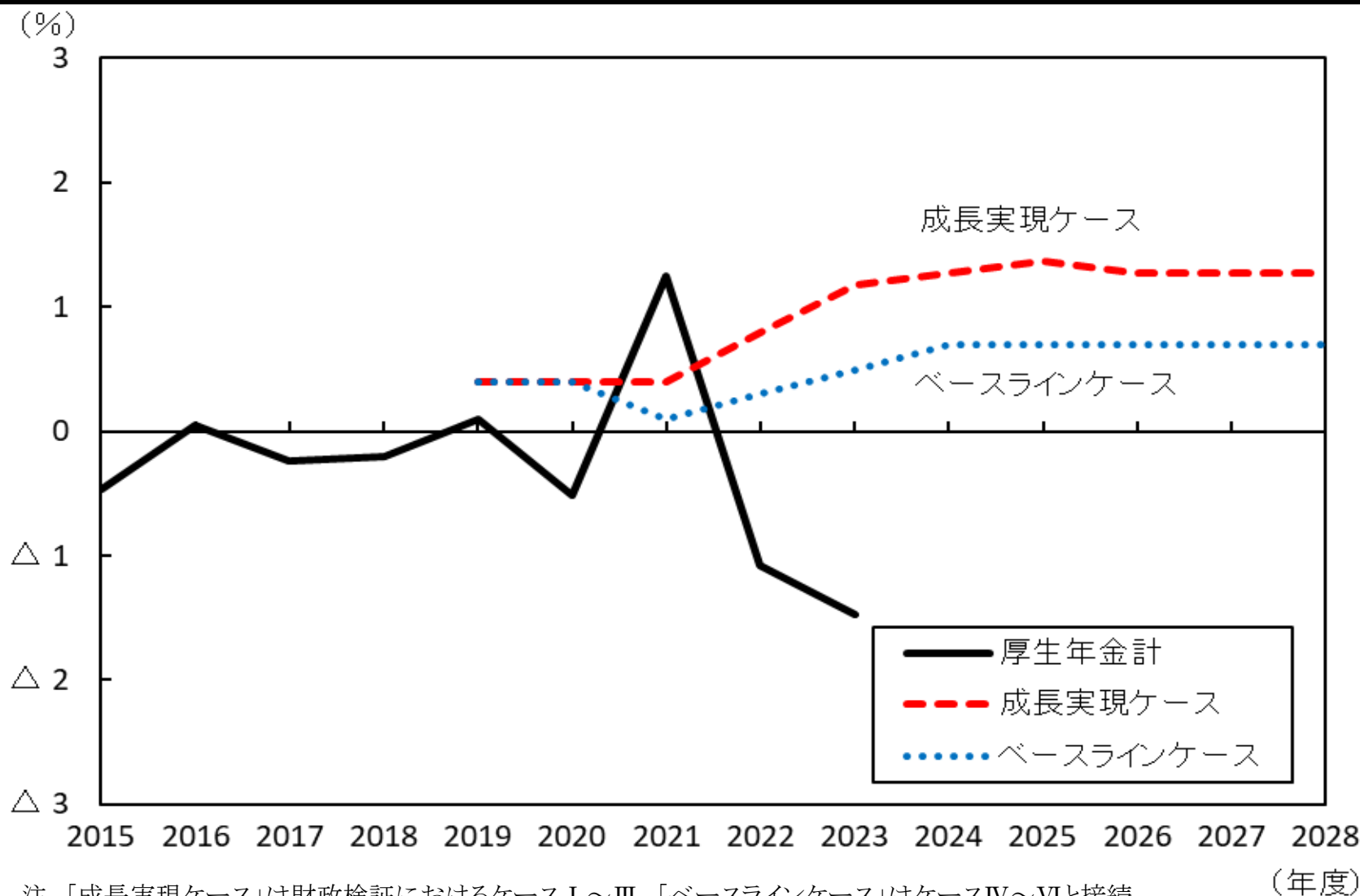
注 「成長実現ケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「ベースラインケース」はケースⅣ～Ⅵと接続。

18. 実質賃金上昇率の実績と前提との比較

報告書

242、243ページ

令和5(2023)年度の実質賃金上昇率(対物価上昇率でみた賃金上昇率)の実績は、物価上昇の影響により、財政検証におけるいずれのケースの前提も下回っている。



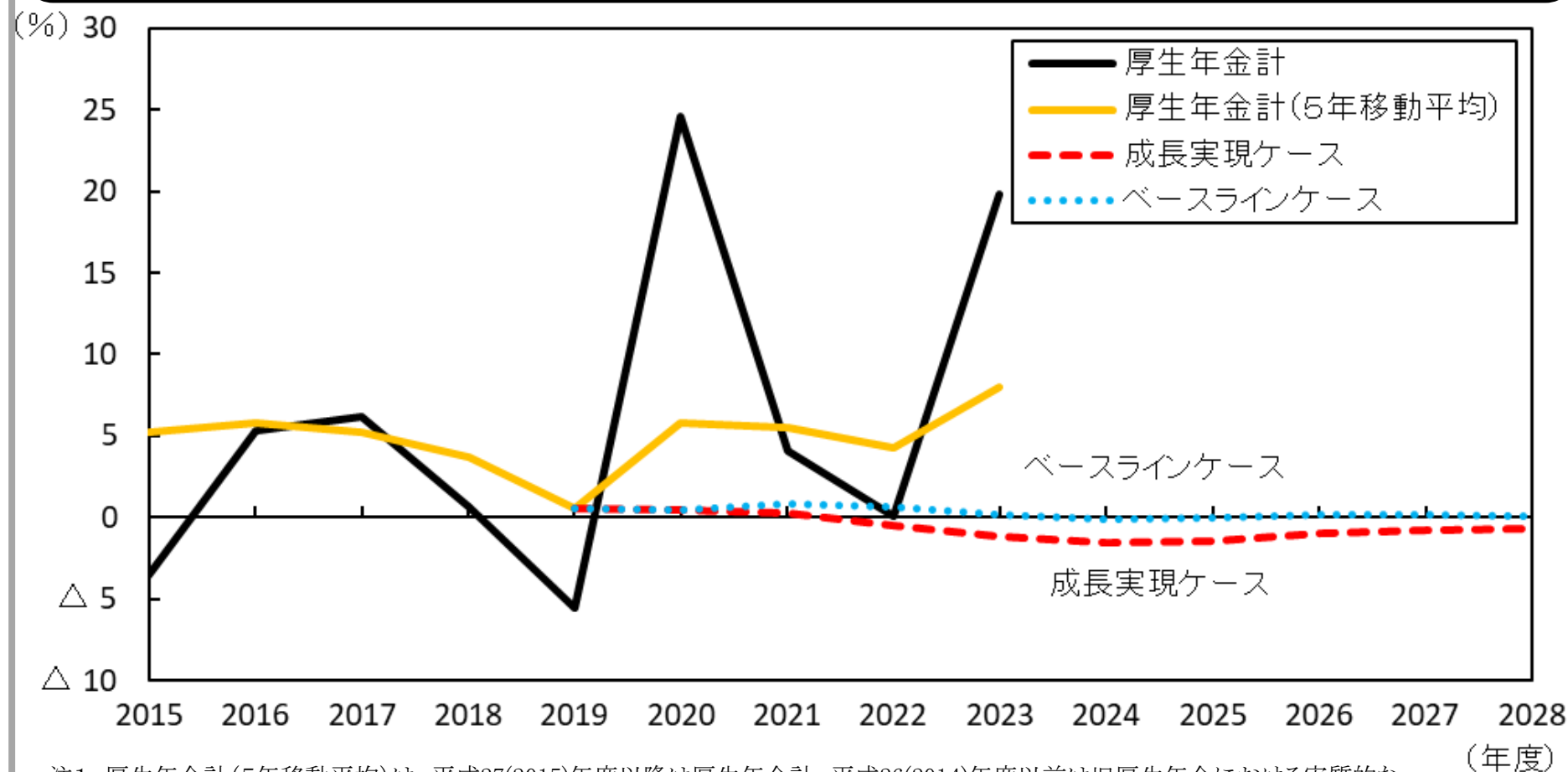
注 「成長実現ケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「ベースラインケース」はケースⅣ～Ⅵと接続。

19. 実質的な運用利回りの実績と前提との比較

報告書

245～247ページ

令和5(2023)年度の実質的な運用利回り(対名目賃金上昇率でみた運用利回り)の実績は、国内外の株価の上昇や円安等により、財政検証におけるいずれのケースの前提も上回っている。



注1 厚生年金計(5年移動平均)は、平成27(2015)年度以降は厚生年金計、平成26(2014)年度以前は旧厚生年金における実質的な運用利回りについて、その年度以前の5年度分を平均したものである。

注2 「成長実現ケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「ベースラインケース」はケースⅣ～Ⅵと接続。

運用利回りについて実績と財政検証における前提とを比較する際には、公的年金では保険料や新規裁定の給付費が名目賃金上昇率を基本として増減することから、長期的な観点からは、**実質的な運用利回り**により比較することが適当。

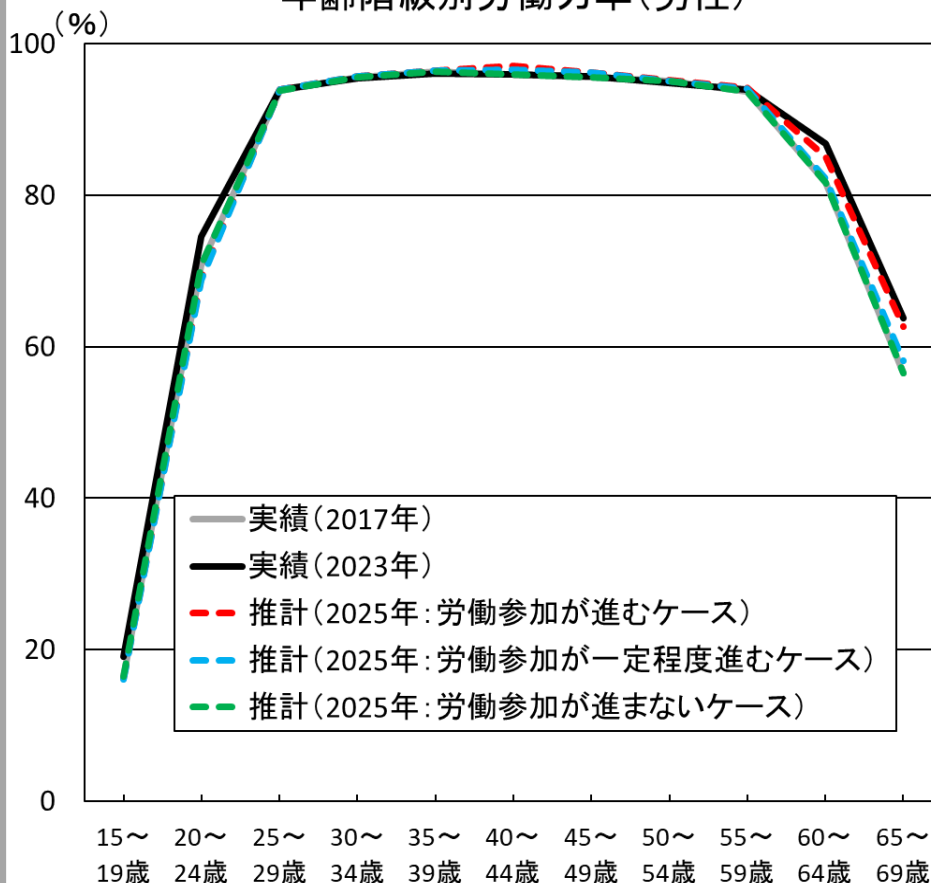
20. 労働力率の実績と前提との比較

報告書

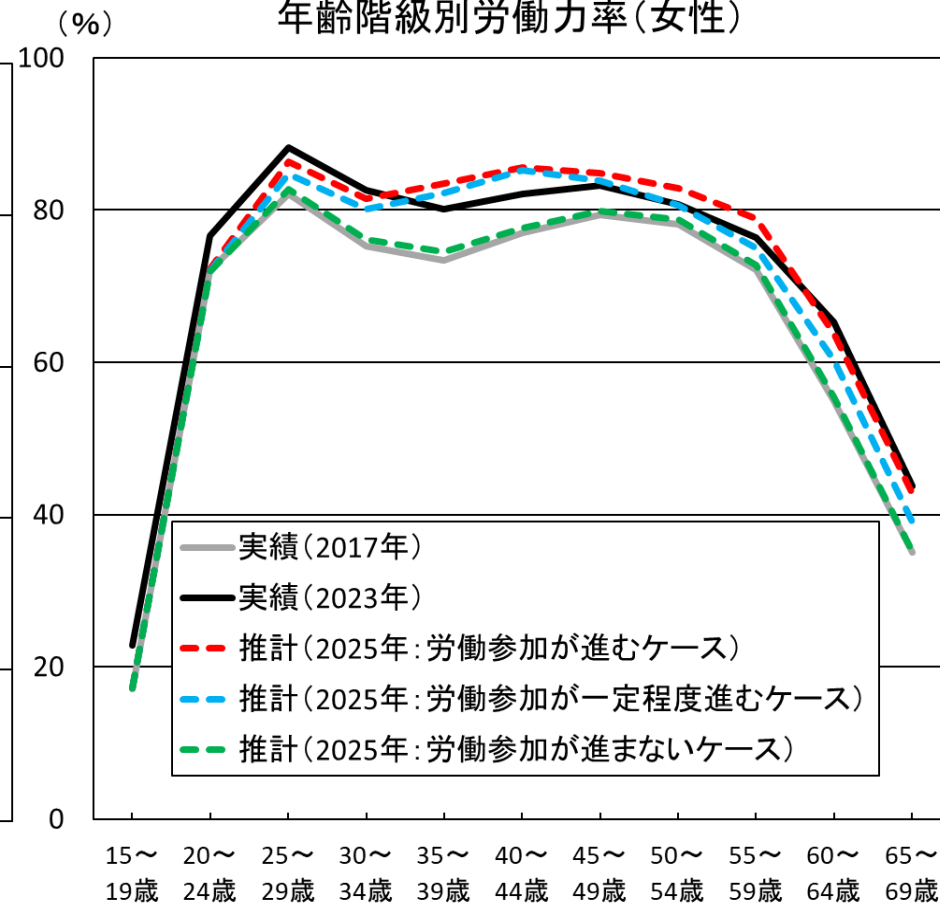
248～250ページ

令和5(2023)年の実績と労働参加が進むケースの令和7(2025)年の推計値を比較すると※、男性では15～24歳及び60歳以上、女性では15～34歳及び60歳以上において、実績が推計値を上回っている。 ※比較している推計値が実績より2年先のものであることに留意が必要。

年齢階級別労働力率(男性)



年齢階級別労働力率(女性)



注 「労働参加が進むケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「労働参加が一定程度進むケース」はケースⅣ・Ⅴ、「労働参加が進まないケース」はケースⅥに対応。

21. 被保険者数の実績と将来見通しとの比較

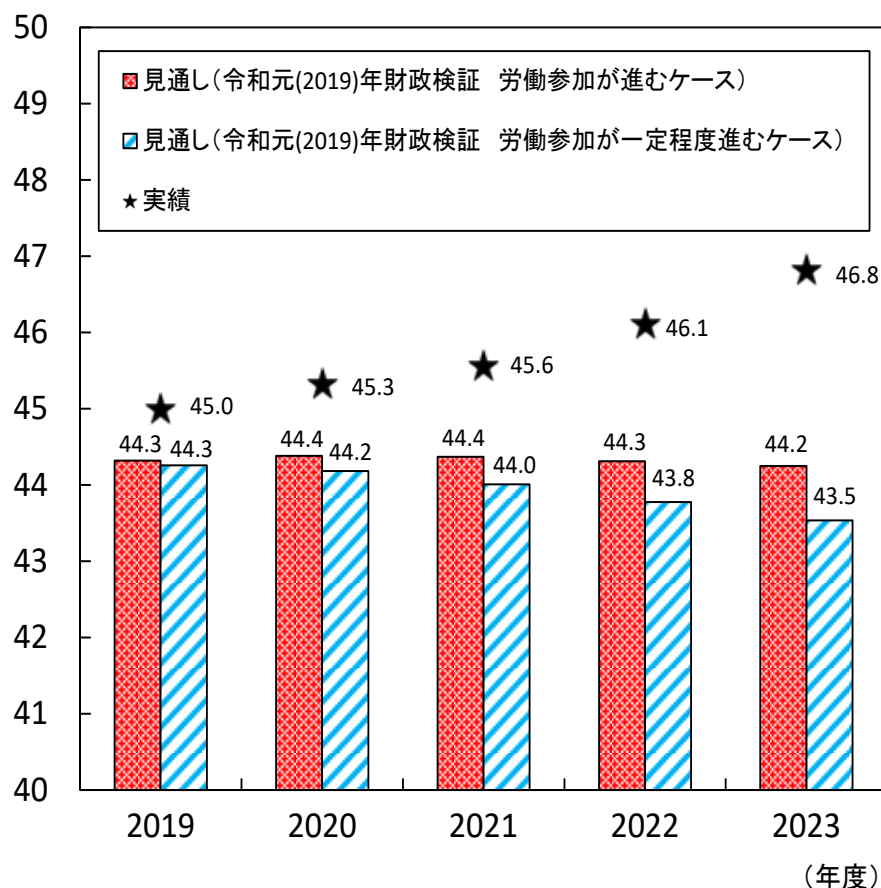
報告書

253、254ページ

令和5(2023)年度は、いずれのケースにおいても厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っており、国民年金第1号被保険者では実績が将来見通しを下回っている。

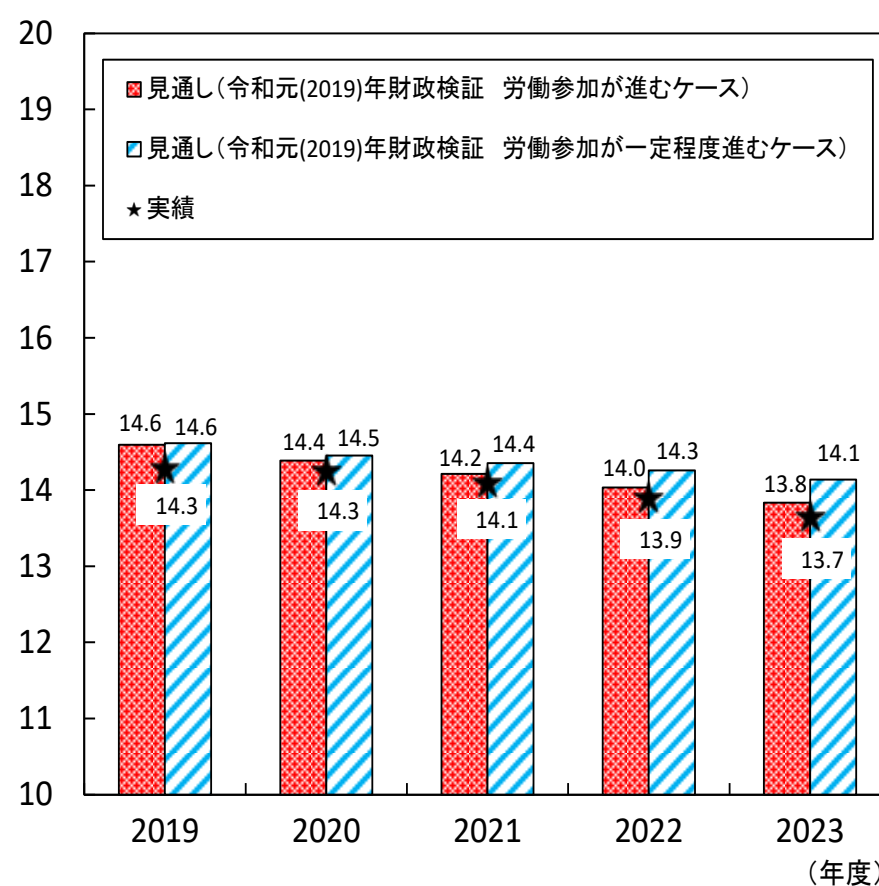
厚生年金計

(百万人)



国民年金第1号

(百万人)



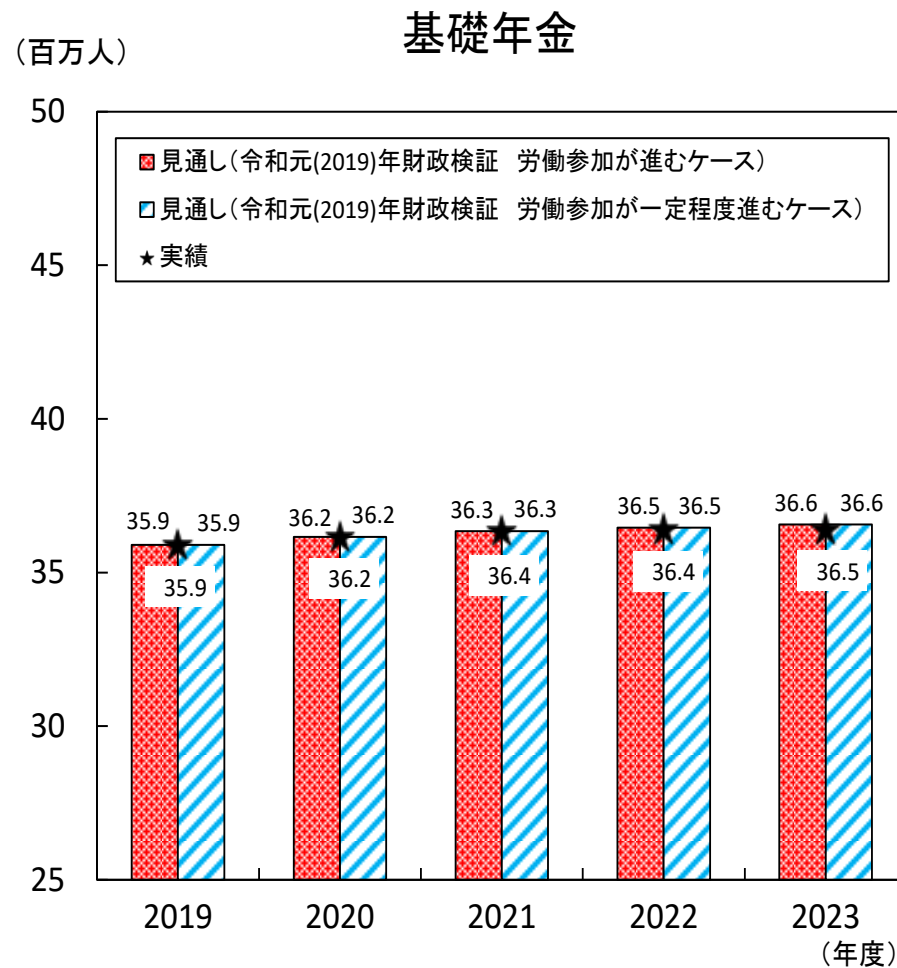
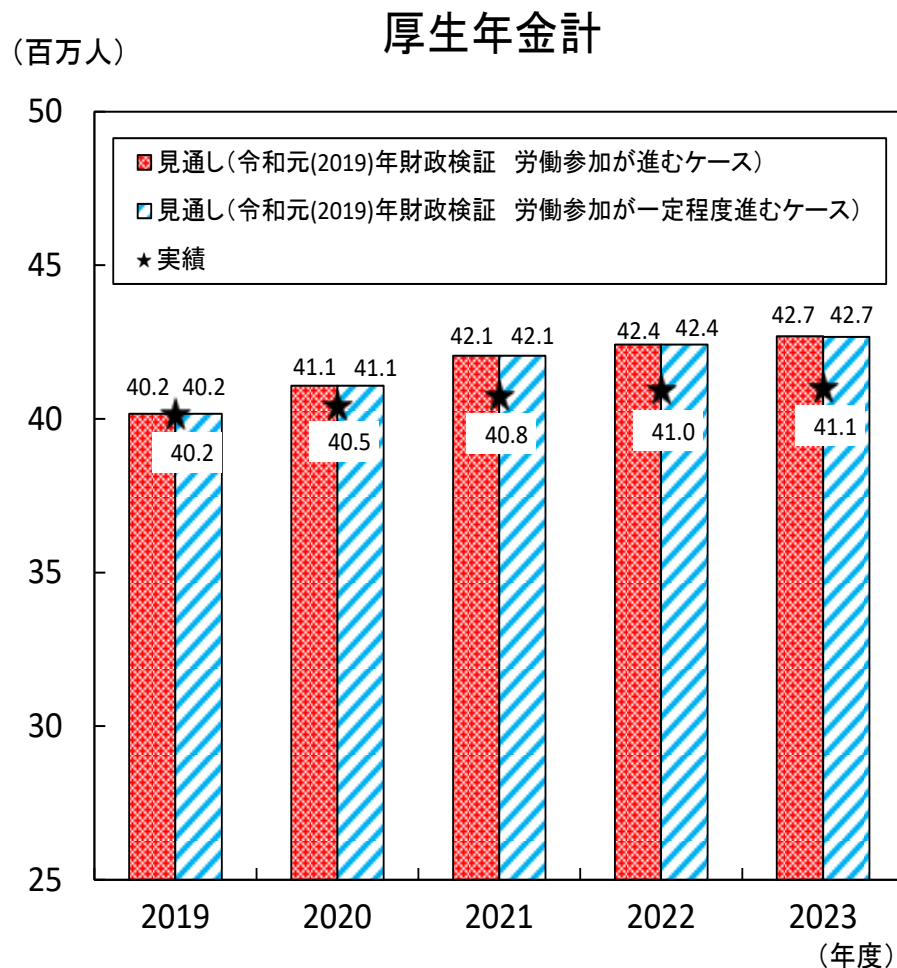
注 「労働参加が進むケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「労働参加が一定程度進むケース」はケースⅣ・Ⅴに対応。

22. 受給者数の実績と将来見通しとの比較

報告書

256、257ページ

令和5(2023)年度は、いずれのケースにおいても厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回っており、基礎年金では実績が将来見通しとほぼ同水準である。



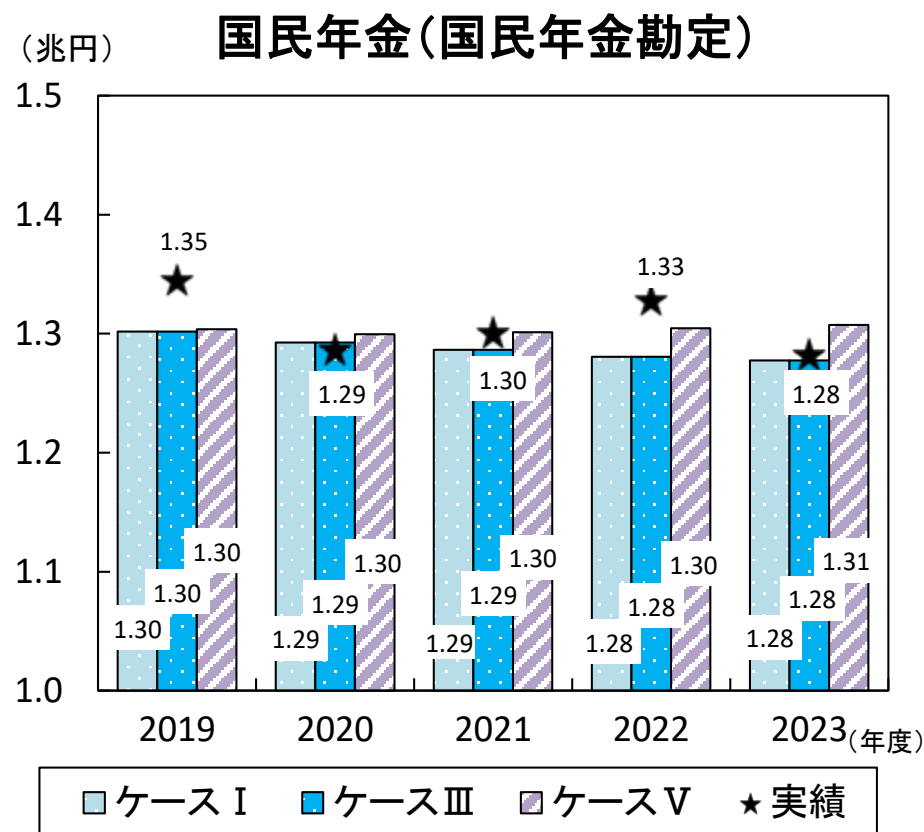
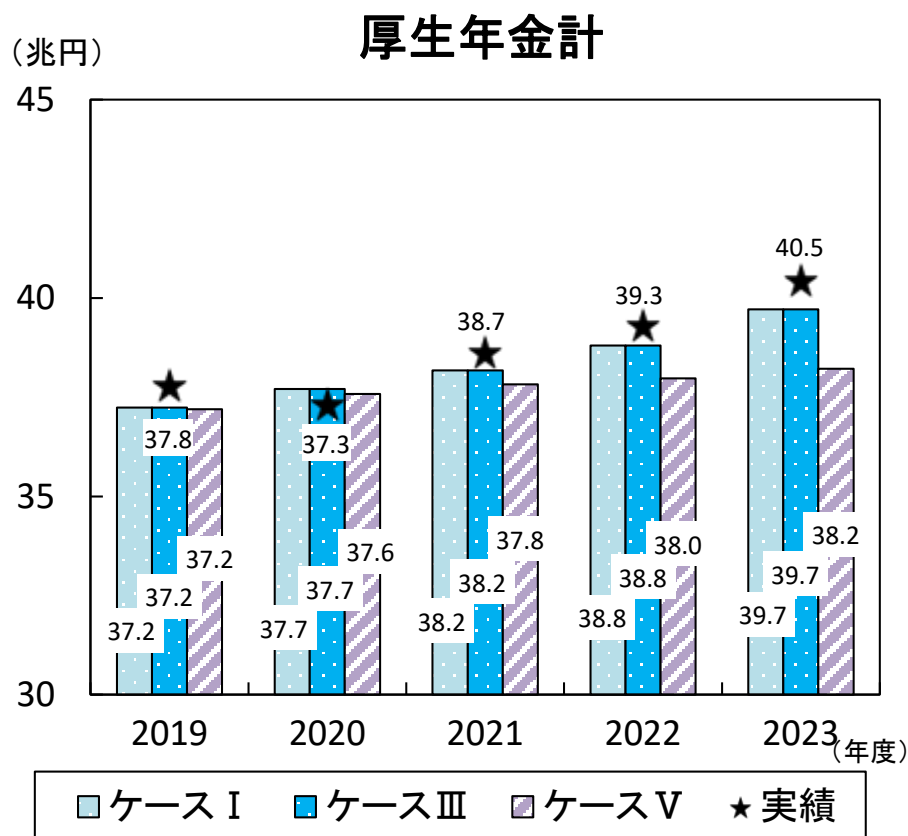
注 「労働参加が進むケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「労働参加が一定程度進むケース」はケースⅣ・Ⅴに対応。

23. 保険料収入の実績と将来見通しとの比較

報告書

258、259ページ

令和5(2023)年度は、厚生年金計ではいずれのケースにおいても実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている。国民年金(国民年金勘定)では実績はケースⅠとケースⅢの将来見通しを上回っており、ケースⅤの将来見通しを下回っている。



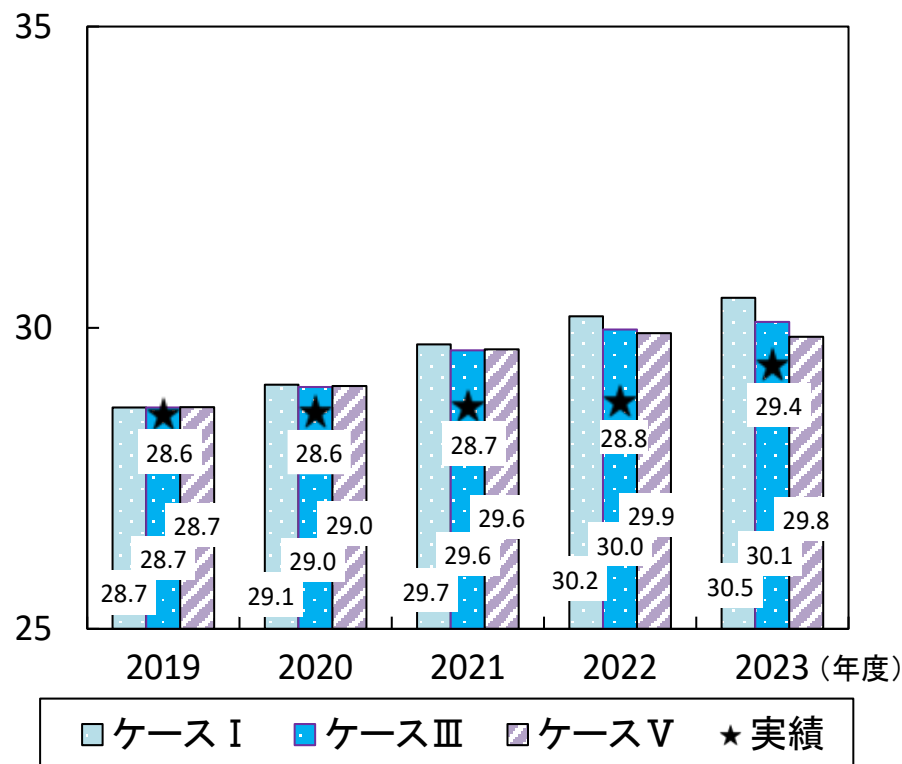
24. 給付費の実績と将来見通しとの比較

報告書
261ページ

令和5(2023)年度は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)【国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付に係るもの】のいずれも実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回っている。

厚生年金計

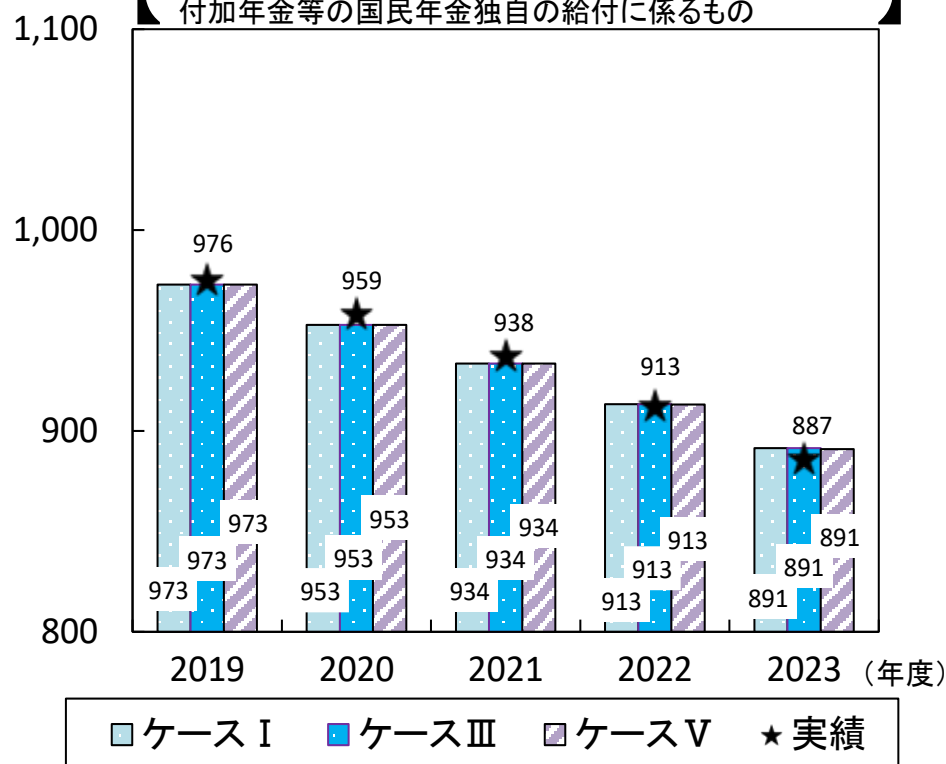
(兆円)



国民年金(国民年金勘定)

(億円)

【国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付に係るもの】



注. 基礎年金及び基礎年金に相当する旧法の給付を含まない。

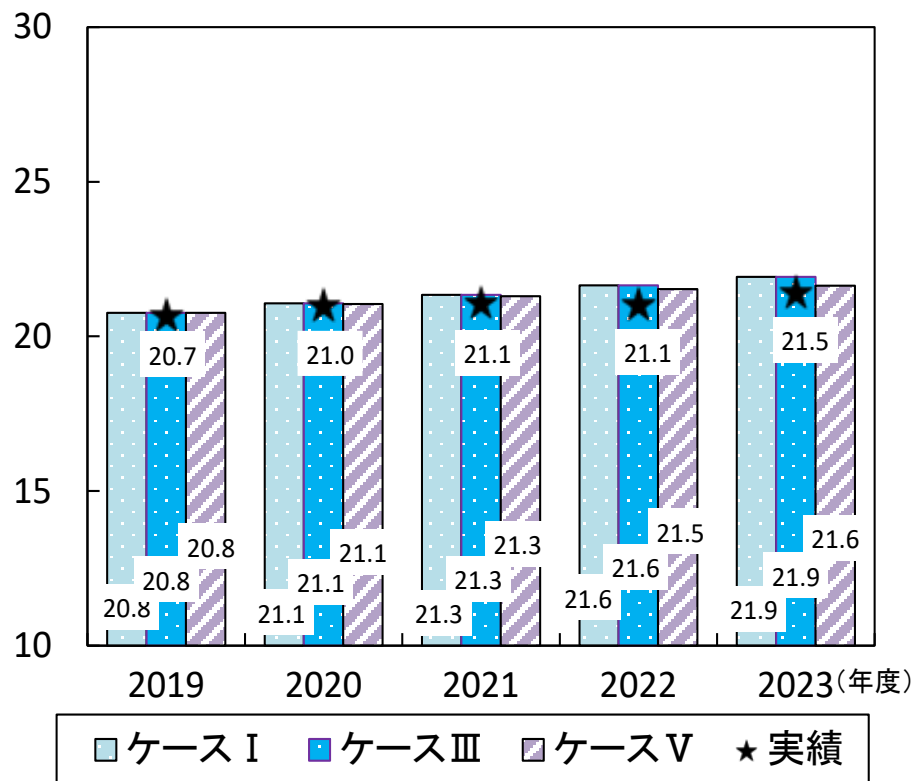
25. 基礎年金拠出金の実績と将来見通しとの比較

報告書
262～264ページ

令和5(2023)年度は、厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回っており、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しとほぼ同水準である。

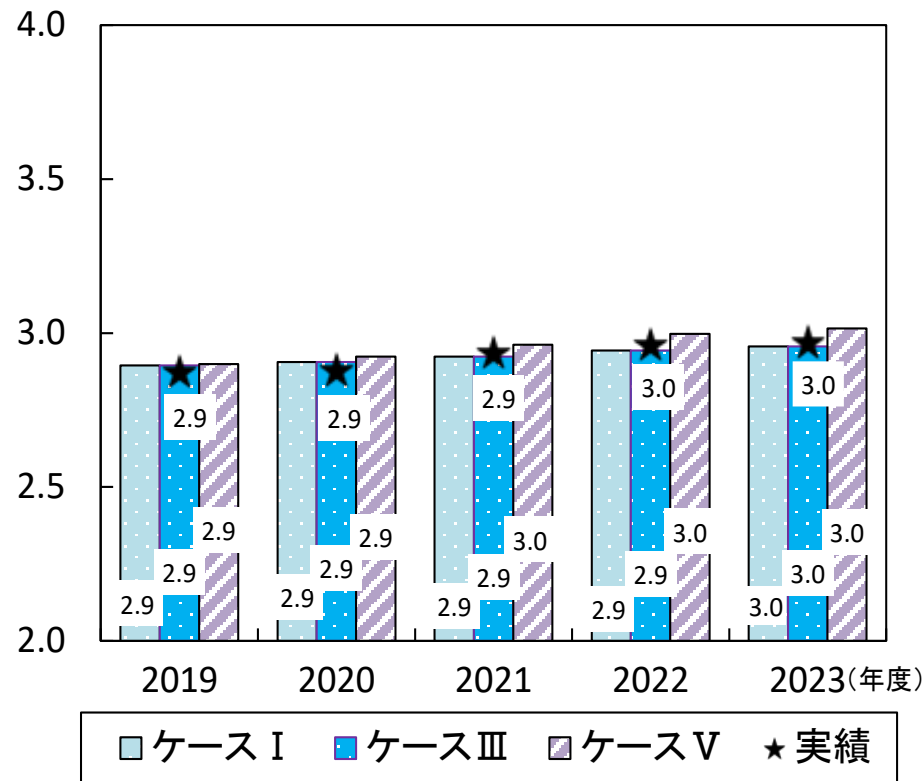
厚生年金計

(兆円)



国民年金(国民年金勘定)

(兆円)



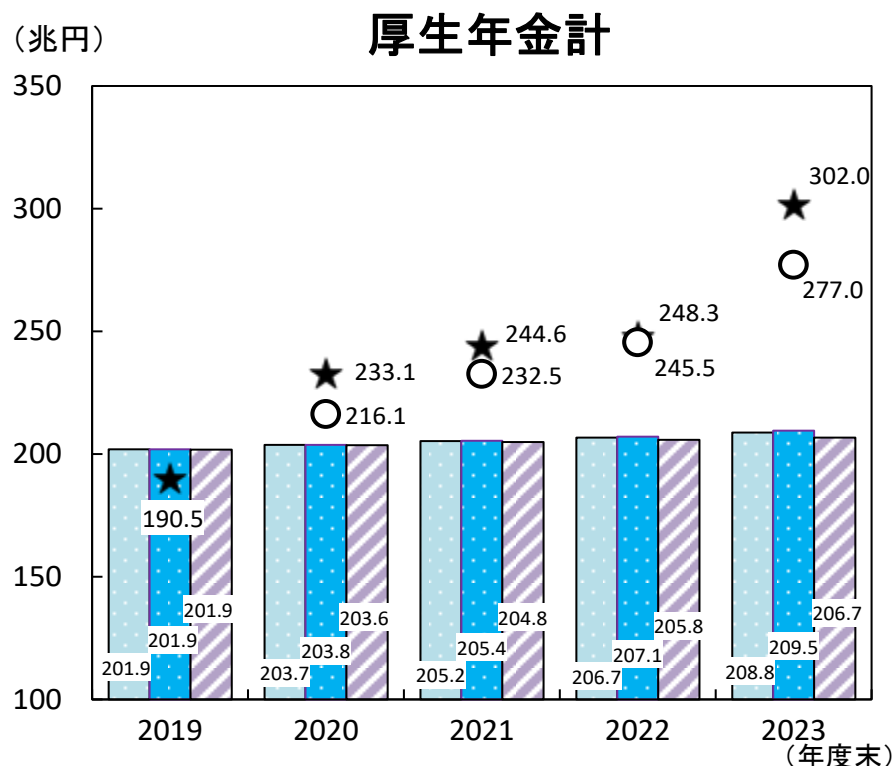
26. 積立金の実績と将来見通しとの比較

報告書
266ページ

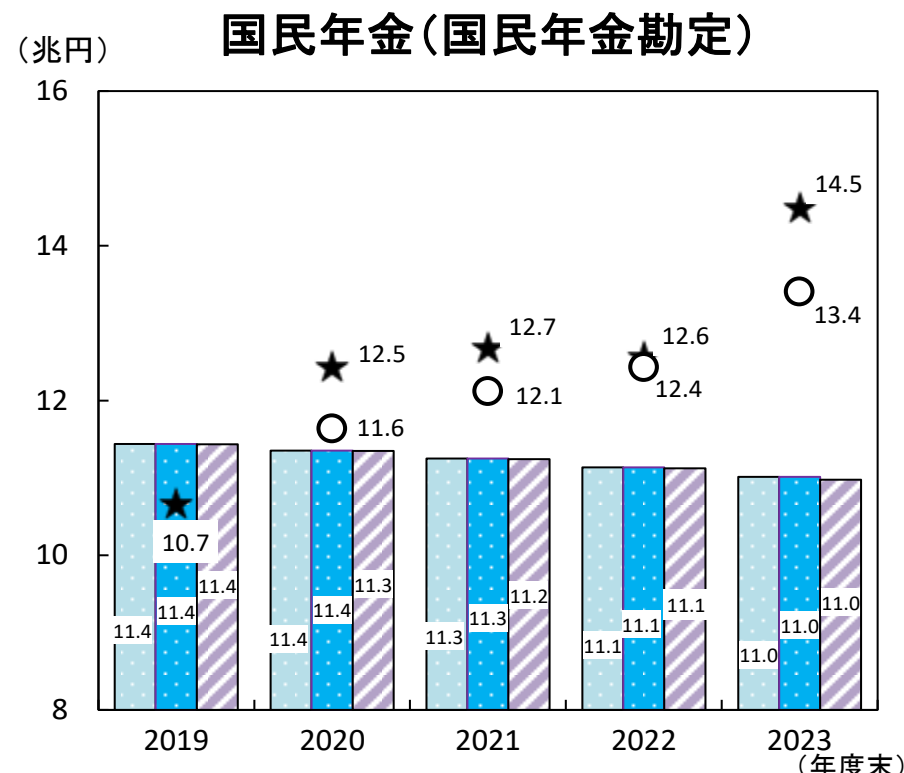
○ 令和5(2023)年度末は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)のいずれも実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている。

○ 時価評価による変動を平滑化した後^{*}の積立金額(下図の○印、令和2(2020)年度から算出)についても、令和5(2023)年はいずれも将来見通しを上回っている。

※ 時価ベースの運用収益と過去の平均収益の差額について過去5年度分を平滑化して積立金評価に反映



□ ケース I ■ ケース III ▨ ケース V ★ 実績 ○ 平滑化後



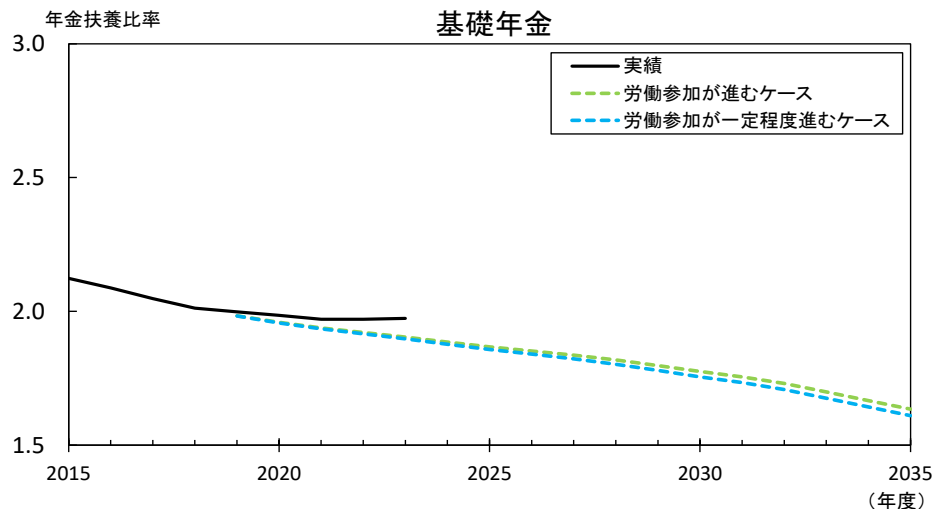
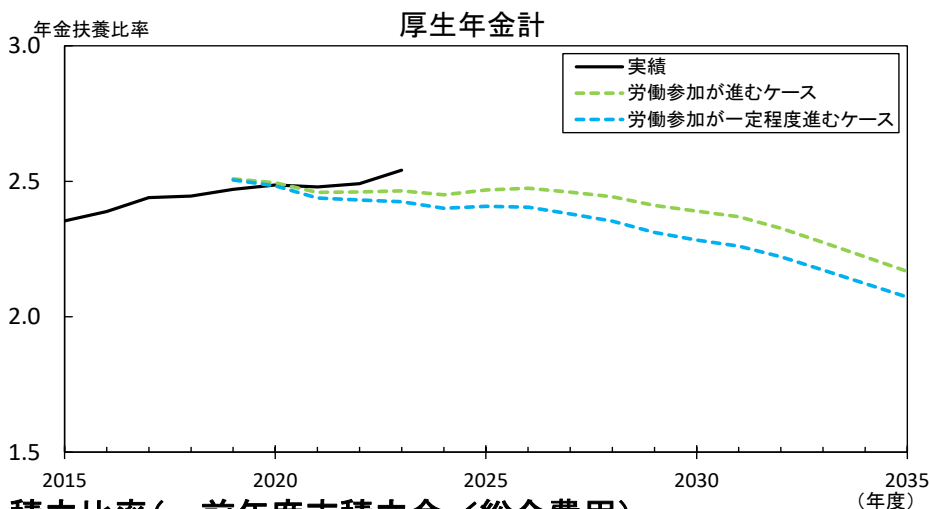
□ ケース I ■ ケース III ▨ ケース V ★ 実績 ○ 平滑化後

27. 財政指標の実績と将来見通しとの比較

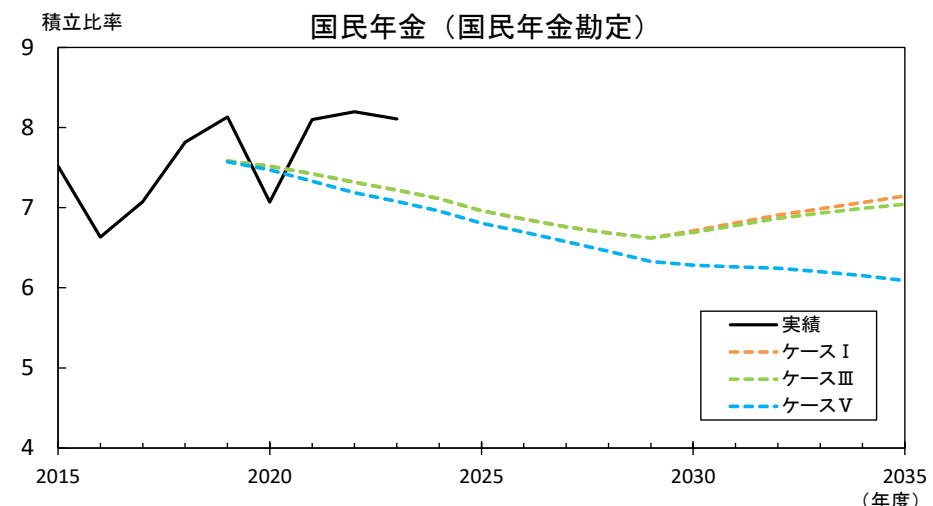
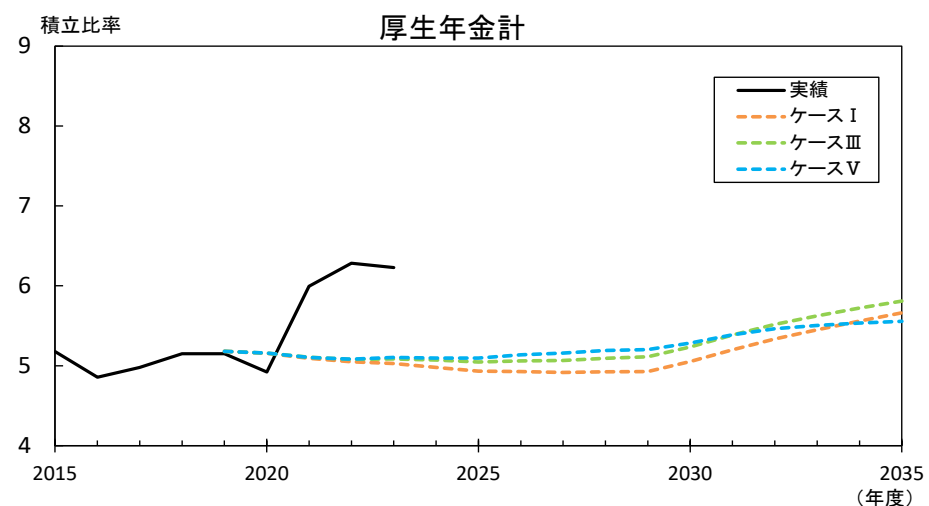
報告書
267、268、
273、274ページ

- 令和5(2023)年度の年金扶養比率は、厚生年金計、基礎年金ともに実績が将来見通しを上回っている。
- 令和5(2023)年度の積立比率は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに実績が将来見通しを上回っている。

年金扶養比率(=被保険者数／老齢・退年相当の受給権数)



積立比率(=前年度末積立金／総合費用)



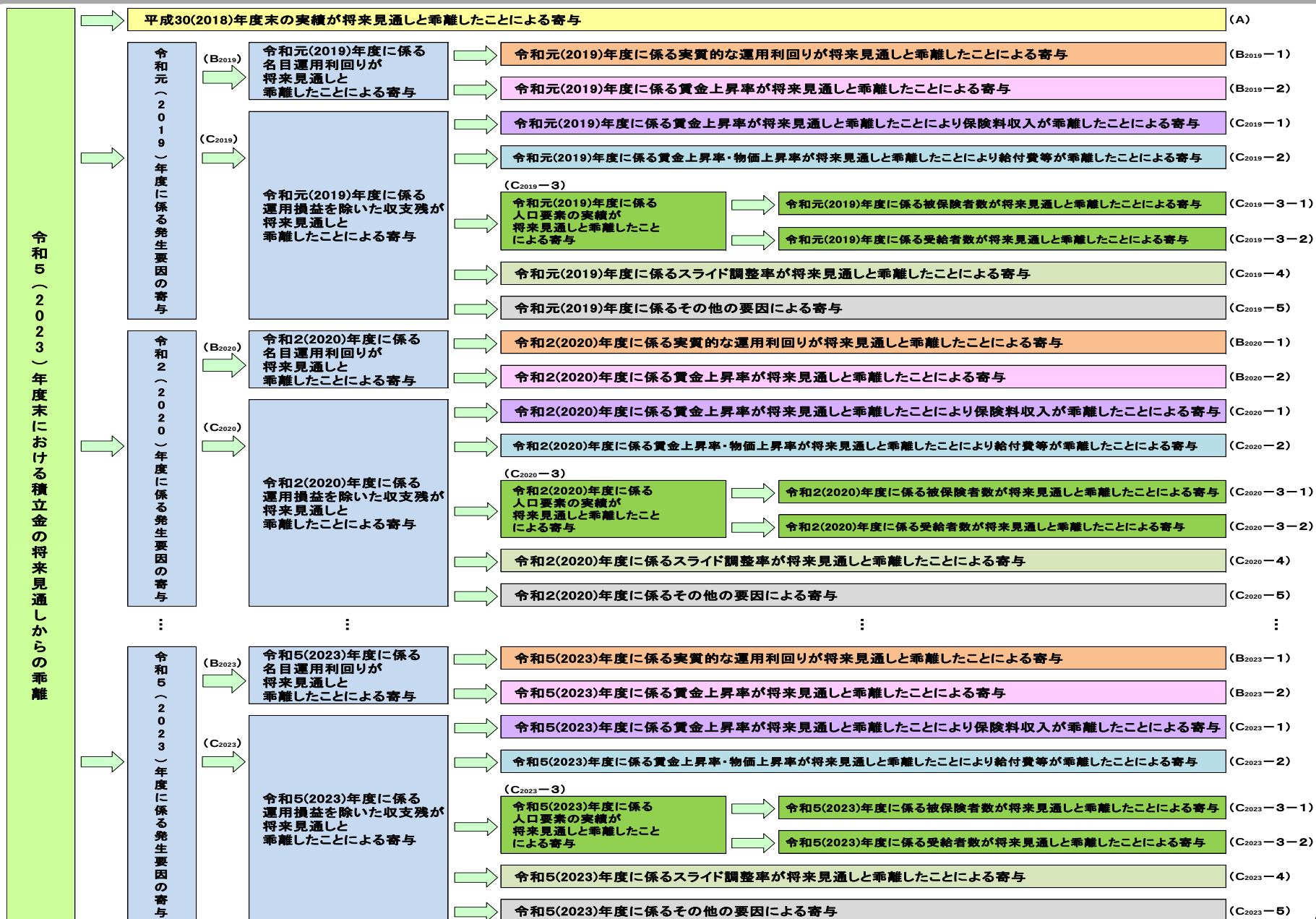
積立金の乖離の分析と 財政状況の評価

(第3章第4、5、6節より抜粋)

- 28. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ
- 29. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況
- 30. 積立金の乖離分析の結果①(令和5(2023)年度発生分)
- 31. 積立金の乖離分析の結果②(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度発生分)
- 32. 厚生年金の財政状況の評価①
- 33. 厚生年金の財政状況の評価②
- 34. 公的年金の財政状況の評価

28. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ

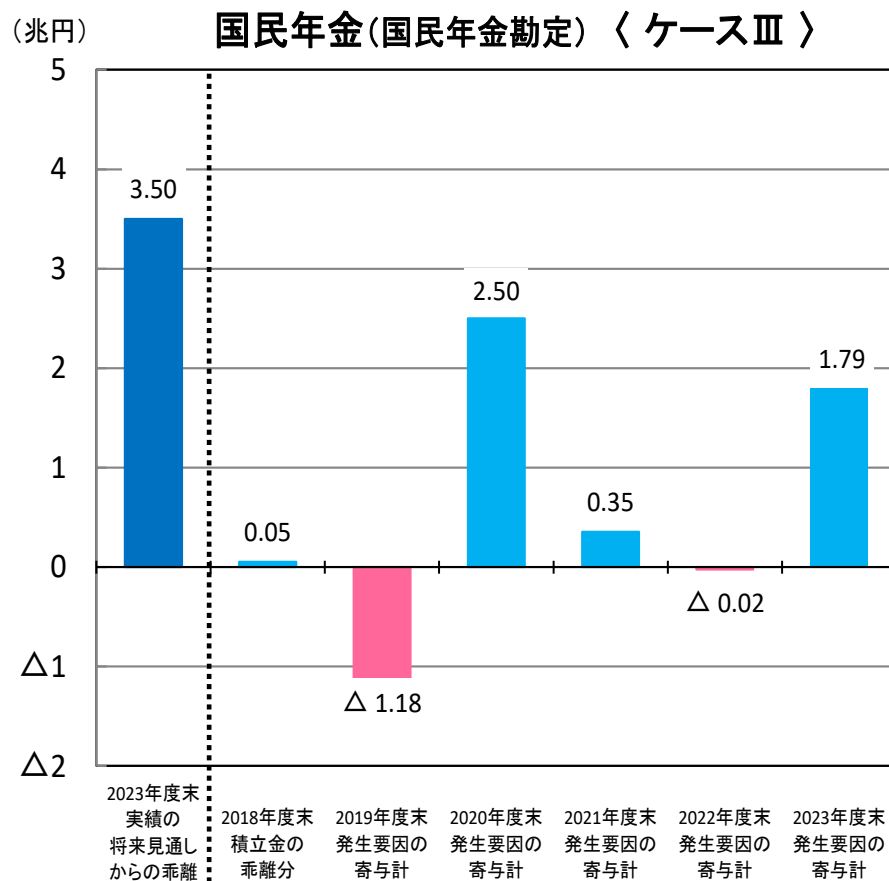
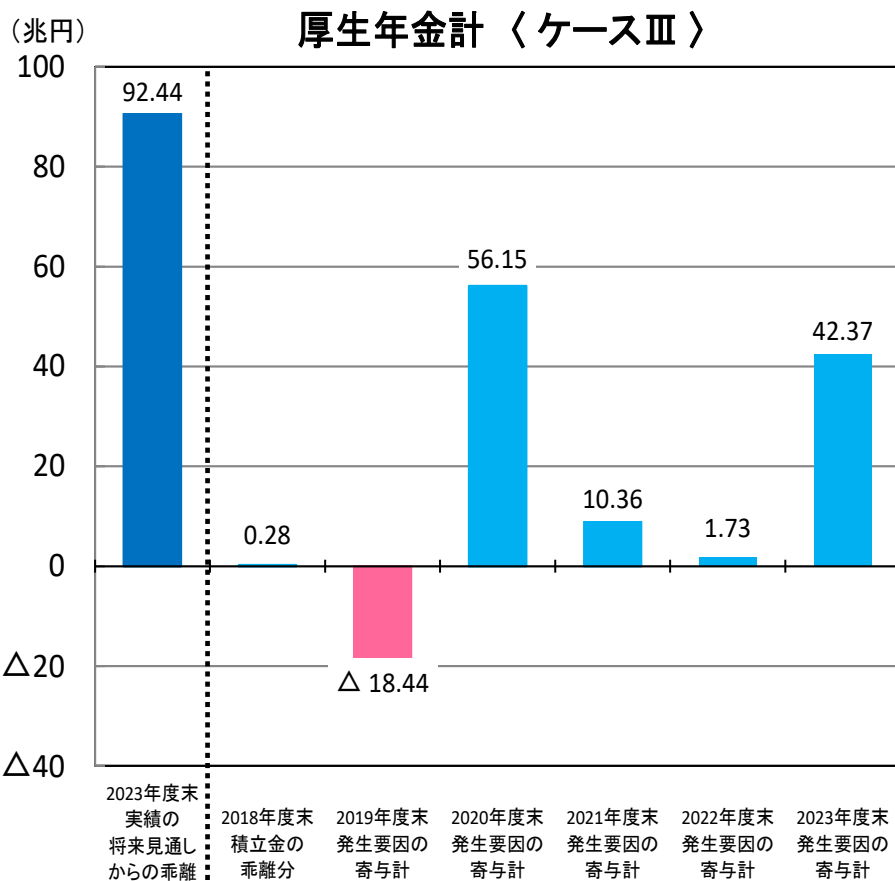
報告書
275～277ページ



29. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況

報告書
278～283ページ

厚生年金計及び国民年金(国民年金勘定)の令和5(2023)年度末積立金は、実績が将来見通しを上回っているが、これは、主に令和2(2020)年度、令和3(2021)年度及び令和5(2023)年度に係る発生要因の寄与計の合計が令和元(2019)年度に係る発生要因のマイナスの寄与計を上回ってプラスになっていることによる。

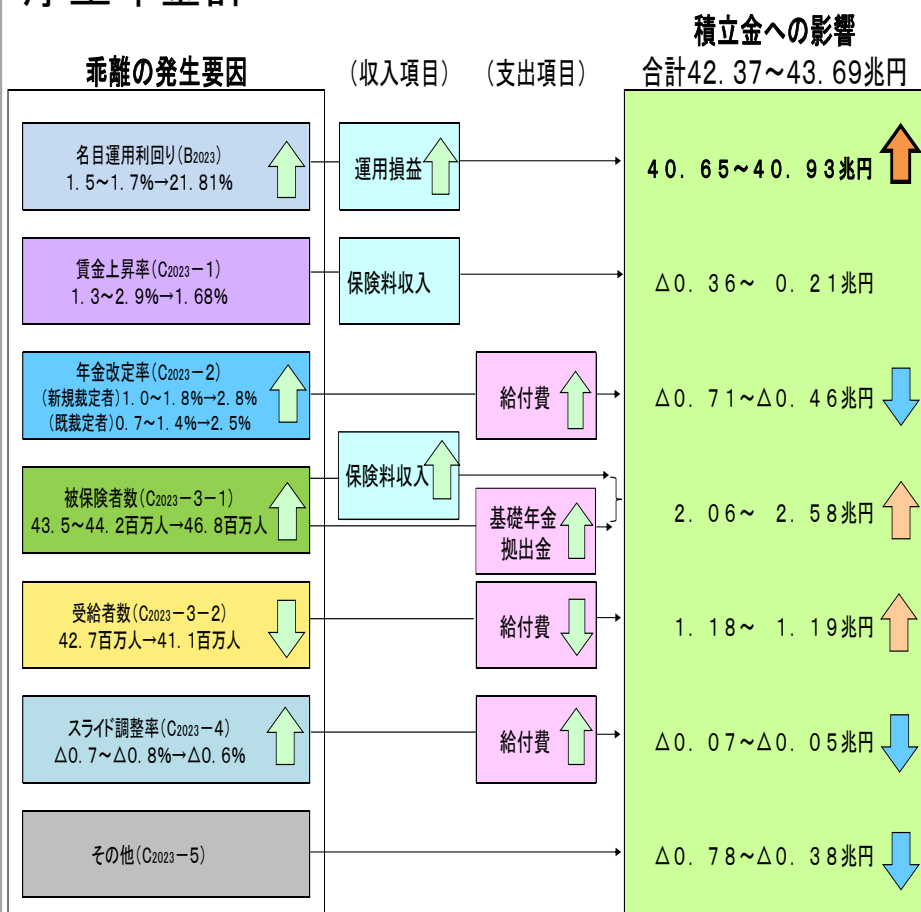


注 ケースⅠ、ケースⅤについても、同様の結果となる。

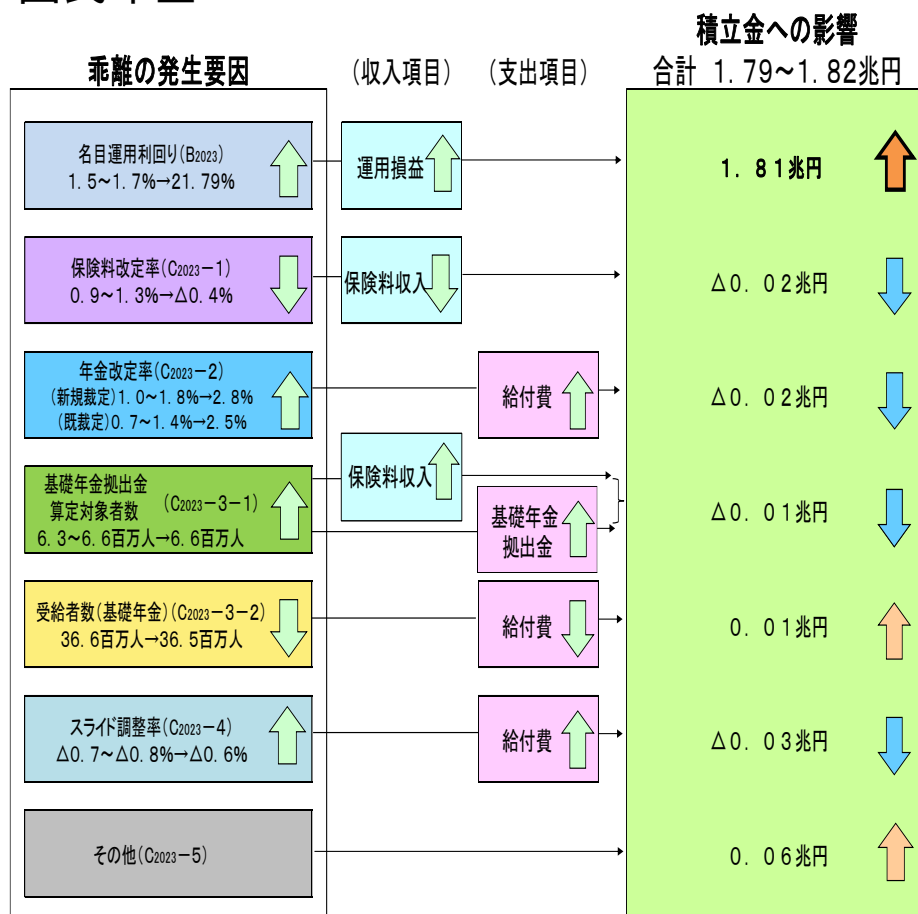
30. 積立金の乖離分析の結果①(令和5(2023)年度発生分)

令和5(2023)年度に生じた厚生年金計の積立金の乖離(42.37~43.69兆円)は、名目運用利回りの乖離(40.65~40.93兆円)の寄与が、国民年金の積立金の乖離(1.79~1.82兆円)は、名目運用利回りの乖離(1.81兆円)の寄与が大半を占めている。

厚生年金計



国民年金



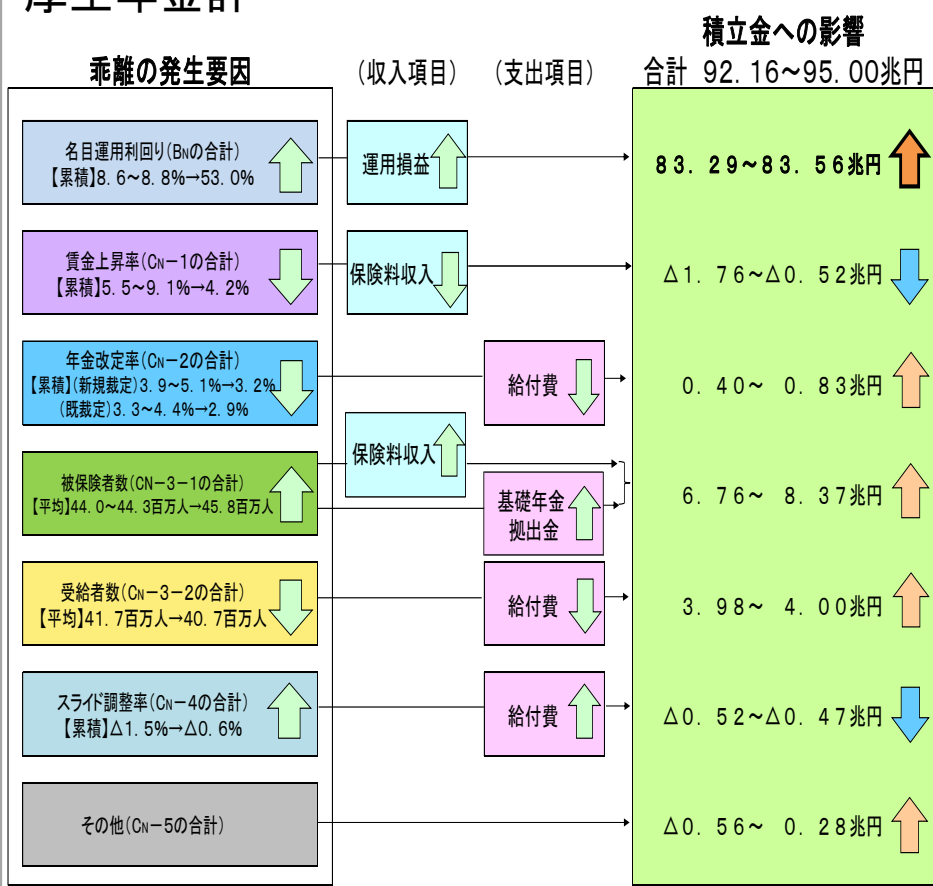
注 積立金の乖離を要因別に取り出して集約し、ケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤのうちの最大値及び最小値を表示したものである。

31. 積立金の乖離分析の結果②(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度発生分)

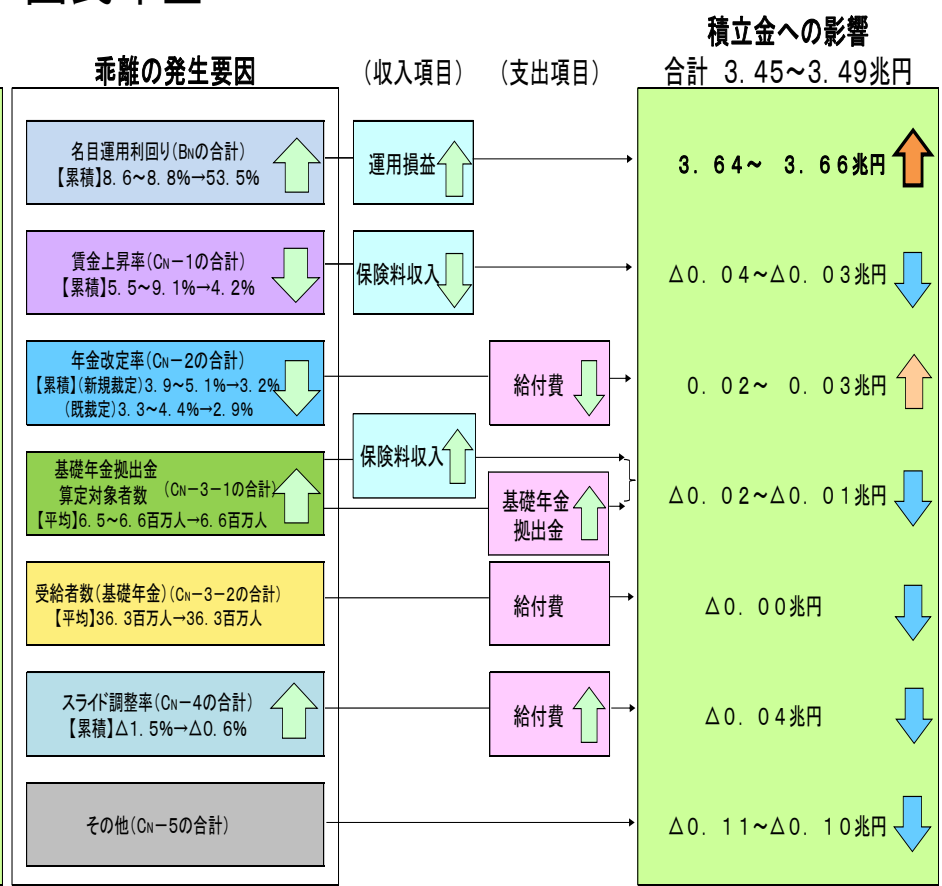
○ 令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の通期でみると、厚生年金計及び国民年金の積立金の乖離(厚年計:92.16～95.00兆円、国年:3.45～3.49兆円)は、名目運用利回りの乖離(厚年計:83.29～83.56兆円、国年:3.64～3.66兆円)の寄与が大宗を占めている。

○ 厚生年金計の積立金では、被保険者数の乖離(6.76～8.37兆円)の寄与も大きい。

厚生年金計



国民年金



注 積立金の乖離を要因別に取り出して集約し、ケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤのうちの最大値及び最小値を表示したものである。

32. 厚生年金の財政状況の評価①

報告書

286～293ページ

○ 厚生年金の財政状況の評価は、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」との差を考察することにより行っている。

ここで、「評価の基準となる積立金額」とは、積立金の将来見通しを賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである[※]。

○ この考察では、

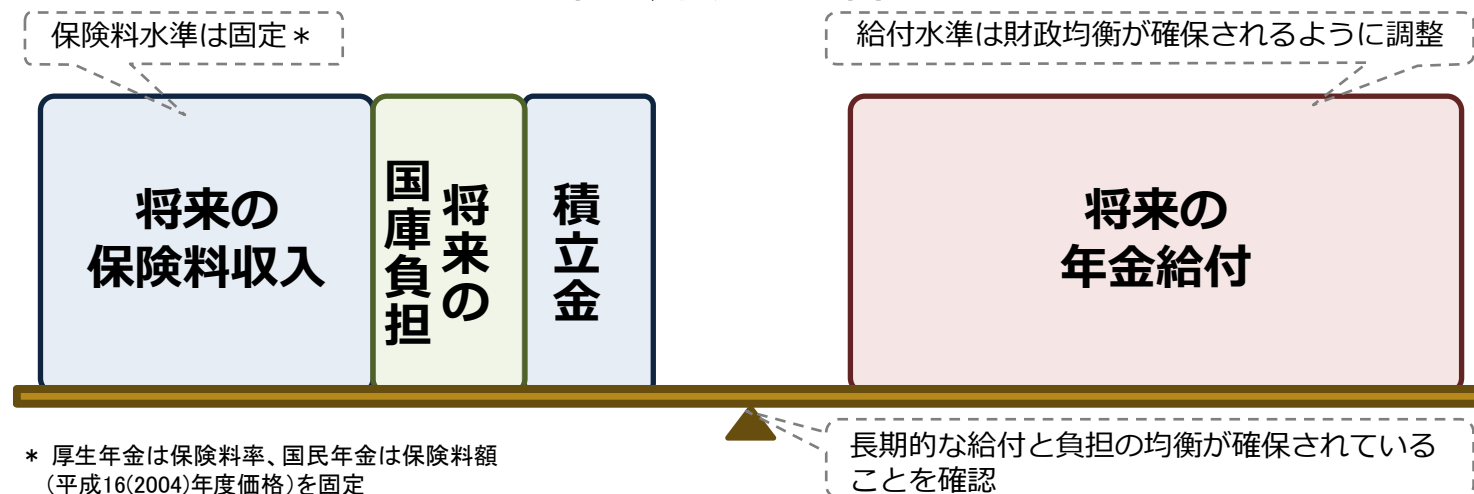
※ 報告書286、287ページ参照

- ・公的年金財政の均衡が将来の保険料収入、国庫負担と現在保有する積立金をあわせた財源の全体と、将来の年金給付の全体で図られていること

- ・保険料水準が固定された上で、将来の給付費が将来の保険料収入及び積立金等の財源と均衡するように、給付水準を自動調整する仕組みとなっていること

などを踏まえ、財源(積立金及び将来の保険料収入)との対比をすることにより財政状況の評価をしている。

公的年金財政の均衡イメージ



33. 厚生年金の財政状況の評価②

報告書
286～293ページ

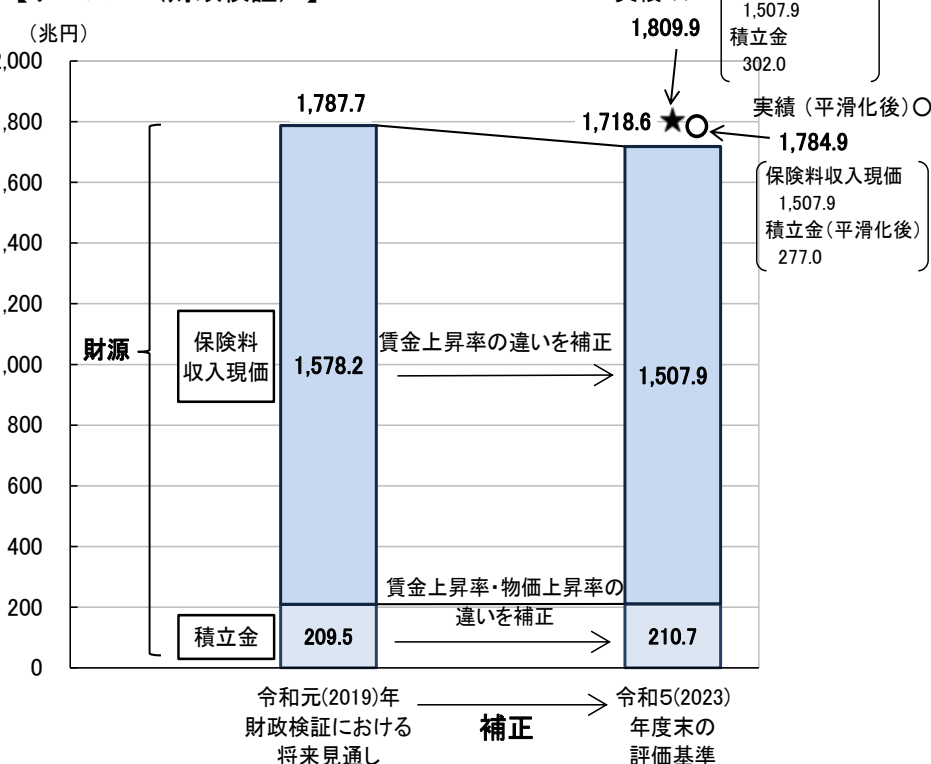
令和5(2023)年度末における厚生年金の財政状況について、財政検証のケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤ並びに法改正後のケースⅢ及びケースⅤ※で分析を行った結果、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」の差額は財源(積立金及び将来の保険料収入)との対比でプラス5.0～5.3%となっている(時価評価による変動を平滑化した場合にはプラス3.6～3.9%)。

※ケースⅢ及びケースⅤについて令和2(2020)年法改正を反映。

	ケースⅠ (財政検証)	ケースⅢ (財政検証)	ケースⅤ (財政検証)	ケースⅢ (法改正後)	ケースⅤ (法改正後)
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
積立金の実績 ①	302.0 [277.0]	302.0 [277.0]	302.0 [277.0]	302.0 [277.0]	302.0 [277.0]
評価の基準となる積立金(推計値) ②	210.7	210.7	213.0	210.7	213.0
積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差 ③=①-②	91.2 [66.3]	91.3 [66.3]	89.0 [64.0]	91.3 [66.3]	89.0 [64.0]
財源 (積立金及び将来の保険料収入) ④	1,836.7	1,718.6	1,765.1	1,730.8	1,775.6
財源(積立金及び将来の保険料収入)に対する積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差の比率 ③/④	5.0 [3.6]	5.3 [3.9]	5.0 [3.6]	5.3 [3.8]	5.0 [3.6]

注 [] は、時価評価による変動を平滑化した後のものである。

【ケースⅢ(財政検証)】



※「評価の基準となる積立金額(推計値)」とは、積立金の将来見通しを賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである。

- 国民年金第1号被保険者数は財政検証の見通しを下回り、厚生年金被保険者数は上回る状況が続いていること、令和5(2023)年度は高い運用収益となった結果、積立金の実績が将来見通しを上回っていること、令和5(2023)年における65歳の平均余命は、平成29(2017)年推計※における死亡高位の仮定値を下回っていることが確認された。また、令和5(2023)年度は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われたことにより、年金財政にプラスの効果をもたらしたことに加えて、実質賃金の伸びがプラスになったことにより、平成12(2000)年改正で既裁定年金の物価スライドが導入されて以降初めて、賃金の伸びが既裁定年金の伸びを上回ったことが確認された。
- 一方で、令和元(2019)年以降の合計特殊出生率は、平成29年推計における出生中位の仮定値を下回る水準で推移し、令和5(2023)年は、出生低位の仮定値を下回っていること、また、実質賃金上昇率(対物価)は令和元(2019)年財政検証におけるいずれのケースの前提も下回っていることが確認された。
- これらの将来見通しからの乖離が、一時的なものではなく中長期的に続いた場合には、年金財政に与える影響は大きなものとなる。たとえば、合計特殊出生率が将来推計人口の出生中位の仮定値を下回って推移する傾向が今後も長期にわたって続けば、将来の年金制度の運営は大きな影響を受ける。
- 年金財政の観点からは、人口要素、経済要素等いずれも短期的な動向にとらわれることなく、長期的な観点から財政状況の動向を注視すべきである。

※令和5(2023)年4月に新たな将来推計人口(令和5年推計)が公表されているが、ここでは実績を令和元(2019)年財政検証の基礎となった平成29(2017)年推計における仮定値と比較している。